

平成 22 年 3 月 12 日

第 1 回 御嵩町議会定例会会議録（第 3 号）

議事日程第3号

平成22年3月12日（金曜日） 午前9時01分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（7番～9番）

日程第3 追加議案の上程及び提案理由の説明 2件

議案第25号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について

議案第26号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案の委員会付託 10件

議案第5号 平成22年度御嵩町一般会計予算について

議案第6号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計予算について

議案第8号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第9号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第10号 平成22年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第11号 平成22年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第18号 御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第19号 御嶽宿さんさん広場の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第21号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第5 議案の審議及び採決 6件

議案第12号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について

議案第13号 平成21年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第14号 平成21年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第15号 平成21年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第16号 平成21年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について

議案第17号 平成21年度御嵩町水道事業会計補正予算（第3号）について

出席議員（12名）

議長 鈴木元八

1番 伊崎公介

2番 安藤博通

3番 早川文人

5番 植松康祐

6番 大沢まり子

7番 岡本隆子

8番 亀井千歳

9番 佐谷時繁

10番 梅原 勇

11番 谷口 鈴男

12番 木下 四郎

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 公 夫	副 町 長	竹 内 正 康
教 育 長	丹 羽 一 仁	民 生 部 長	瀬 瀬 久 美
建 設 部 長	鈴 木 正 人	教 育 担 当 参 事	加 藤 保 郎
まちづくり 担 当 参 事	堀 智 考	総 務 課 長	渡 辺 義 弘
企 画 課 長	鍵 谷 昌 孝	まちづくり課長	奥 村 悟
税 務 課 長	日 比 野 優	住 民 環 境 課 長	伊 佐 治 徳 保
保 険 長 寿 課 長	埜 藤 幸	福 祉 課 長	田 中 康 文
農 林 課 長	安 藤 信 治	上 下 水 道 課 長	松 岡 学 一
建 設 課 長	吉 田 隆 博	会 計 管 理 者	藤 木 伸 治
学 校 教 育 課 長	田 中 秀 典	生 涯 学 習 課 長	若 尾 要 司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 桑 下 増 美

議会事務局書記 佐久間 英 明

開議の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、山田総務部長につきましては、親戚の御不幸のため本日の会議を欠席するとの連絡がありましたので、報告をいたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 伊崎公介君、2番 安藤博通君の2名を指名します。

一般質問

議長（鈴木元八君）

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、町政一般に対する質問を行います。

なお、質問・答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

10番 梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

おはようございます。時間をいただきましたので、教育関連3点につき御質問いたしますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

まず1番目の質問は、全国一斉学力テストについてであります。

この全国一斉学力テストにつきましては、たしか2005年9月議会だったと思うんですが、当時の、亡くなられた只腰教育長に御見解をお伺いし、また教育委員会の考え方もお聞きした記憶がございます。今回質問いたしますのは、1966年に学力テストが廃止になったその後、また三、四年前に復活したというようなことをお聞きするわけですが、その当時、丹羽教育長におかれましては、もう教員になられたころかなあと思うんですが、その辺のいきさつもよく御存じだと思うんですが、質問いたします。

その当時は、過度の競争をあおる、学校の序列化を招くと批判を浴び、また教員から六十何名だったと思うんですが、逮捕者が出るなど大きな社会問題にもなり、1966年に学力テストは一たん廃止となりました。それから41年後の2007年、時の文部科学大臣の、子供や学校、自治体が競争していく環境をつくりたいとの思いから全国小・中学校悉皆で復活したのであります。

2007年度のスタート以来、巨費を投じて全員にやる必要があるのか、また地域間の点数競争に陥っているなど、さまざまな議論を呼んできた全国学力調査が、政権がかわったこともあり、3年実施しただけのこし4月20日の次回実施分から、またまた大きく変わることになりました。最大の変更は、小学校6年生、中学校3年生の全員を対象にしていたのを、全体の約3割を抽出するサンプル調査に切りかわったことであります。また、文部科学省は、学力競争や公表問題のもとになっていました市区町村別・学校別の成績の集計もやめるとしていることであります。文部科学省は、これまで全員を対象とする理由としまして、教育委員会や学校が全国との関係でみずからの教育や施策の課題を把握し、改善をするため、また学校が自校の児童・生徒の学力などを把握し、指導の改善に役立てるようになるためなどと説明をしてきました。各教育委員会でも、保護者や我々議会にも同じ理由を述べてこられたことと思います。

しかし、昨年末に公表されました次回調査の実施要領からはこうした言葉が消え、国として全国的な学力と学習の状況を把握し、施策の検証・改善を図るというシンプルなものになりました。しかし、裏返して見てみますと、学力調査の成績データは文科省に集約し、指導・助言という形で実質的に地方の教育委員会を縛る仕組みが強くないかという心配も出てきています。文部科学省が教育委員会を通じて、はしの上げおろしまでコントロールする、学校は何も決められない。一方で、文部科学省、教育委員会、学校のどこが最終的に責任を持つかは実にあいまいであります。極論すれば、これが長く続いた教育の1955年体制だと思いますが、教育長はどのように思われますか。また、教育長は今年度までの全国学力テスト、そして来年度よりの抽出方式にどのような見解をお持ちか、お聞かせください。

学力調査をめぐり、これまで大きな問題になっていましたのが成績の公表問題でありましたが、抽出率が約3割にとどまる中では、細かく集計しても意味がなさそうなので、公表か非公表かの議論はなくなることと思います。ただし、文科省は、今後も都道府県別の成績については集計・公表するとしており、都道府県単位での序列化の構図は変わらないものと思っております。

本年度までの学力調査は、小学校6年生、中学校3年生の全員を対象にしていたのですが、次回4月20日実施からは、全国で小学校25%、中学校44%、全体で32%を抽出するサンプル調査に変わることであります。町内小・中学校で抽出されました学校は何校ありましたか、お教えください。文部科学省は、抽出に漏れても希望すればテスト問題を提供すると言っております。

す。抽出から外れた全国の公立小・中学校の63.2%は、自主参加することが文部科学省の調べでわかりました。県教委は、2003年度から実施している県独自の学習状況調査で県内の状況が把握できるとし、参加を決めるのは市町村の判断としました。ちなみに、県内では26.1%、113校の自主参加がありますが、町教育委員会ではこのことにどんな御意向をお持ちでしょうか。また、抽出されなかった学校が自主参加される・されないにしろ、その理由をお聞かせください。

これで、4月20日実施される予定の全国学力テストについての質問は終わります。

2番目の質問に入ります。

この春から、東京都では土曜日に学校に行く子供がふえそうであります。東京都教育委員会が、公立の小・中学校に、土曜日に正規の授業をすることを後押しする通知を出したからであります。

学校週5日制で土曜日が全部休みになったのは、8年前の春でありました。それまでの詰め込み教育を反省して、ゆとりを目指すという理念のもとに始まりました。地域と家庭の役割を重視し、子供に社会や自然を体験させて生きる力をはぐくむ、そうした考えから始まりました。東京都教育委員会は、今回、土曜日を使うのは月2回までとし、地域に授業を公開することなどを条件としているようではありますが、5日制の趣旨を変えるものではないとして文部科学省も認める方針のようであります。

きっかけは、2011年度から学習指導要領が改まること、また学力低下を心配する声を受け、授業時間と教える内容がふやされることだそうであります。移行措置で時間増の前倒しが始まり、月曜から金曜の間でどうやりくりするのか、現場の先生は大変苦慮されています。7時限目を設けたり、朝の読書の時間を割いたり振りかえたりと、実態は窮屈になるばかりであります。土曜も使いたいという現場の声も多いそうであります。5日制の理念と現実の矛盾がどんどん広がっていることが原因だと思われまます。不景気で、家庭でも塾や習い事に回せるお金が減っている、希望者に補習授業を行う学校がふえており、一人でゲームをするよりずうっといいという親子も多いそうであります。子供のためになるのなら、土曜日の授業を再開するのも一つの方法であるかもしれません。

先日、毎日新聞が行いましたアンケートの集計が報道されておりました。土曜授業について、約9割の人が「実施すべきだ」と回答しました。「毎週実施すべき」は47%と半数近くに達しております。その賛成理由は、「現行の授業数では足りないから」が75%と多数を占めたとありました。しかし、先生に負担をかけて学習時間をふやすだけでよいのか、その結果、詰め込み教育にまた後戻りするのではないかと危惧する意見もあります。先生の数をふやし、教え方を工夫し、無駄を減らし、質の教育を見直すことが基本だと思います。その上で、各地域で学

校、保護者、地域の有識者が話し合い、子供自身の意見もよく聞いた上で、土曜日の過ごし方のプログラムを考えた方がいいのではないのでしょうか。

いずれにせよ、数値や通達に縛られることなく、御嵩の実情に合った子育てをすることが大事だと思いますが、教育委員会では土曜授業についてどのような方向性、また御見解をお持ちでしょうか、お聞かせください。

続きまして、3番目の質問に入ります。

全国の小・中・高等学校で2008年度に確認した児童・生徒の暴力行為は5万9,618件と、前年度比で7,000件近くふえました。過去最多を更新したことを、昨年末に文部科学省が発表しました問題行動調査でわかりました。特に中学校で前年度比16%増、小学校で24%増と、著しく全体を押し上げていることがわかりました。暴力行為の内訳を見ますと、小学校6,484件、24.3%増、中学校4万807件、16.1%増、高校1万380件、3.3%減とありました。発生状況別で見ると、生徒間暴力が3万2,445件、14.2%増で過半数を占めております。その他、器物損壊1万7,329件、10.2%増、対教師暴力8,120件、16.6%増、他校生や通りがかりの人など見知らぬ人への暴力1,724件、2.4%増と続き、増加率は対教師暴力が最も高かったようであります。現在は、従来軽いと思った事案も報告するよう求めているため、数字だけでは単純比較はできないのかもしれませんが、現在の基準になりました2006年度以降の2年間で、約1万5,000件ふえているのも事実であります。

日本じゅうで校内暴力が吹き荒れました70年代後半から80年代初頭のように、派手な暴力行為が蔓延しているわけではありません。番長を中心に、組織的に学校に抵抗していたのが当時の暴力でした。しかし最近、ふだん極めておとなしい子が突然キレる、しかもささいなことでキレて暴力を振るう子供たちがふえているそうであります。相手に病院に行くほどのけがをさせた事例は1万件を超え、暴力を振るわれた教員たちの2割以上が病院での治療を受けているなど、行為に抑制がきかないことがうかがえます。現場からは、かつての校内暴力時代よりも指導が困難という声が漏れてきております。コミュニケーション能力の不足、感情がうまくあわせない子供たち、子供の気質の変化が背景にあると見られています。同じ子供が何度も暴力に及ぶケースも目立つと言われてはいますが、それでもこの数字の急増ぶりについては、学校現場も含めて答えを見出せないでいるようであります。そうした子供一人ひとりに向き合い、一緒に解決策を考える余裕は、今の学校にはありません。ふえるばかりの事務作業に、教師が忙殺されているのが実態であります。このことは、先日の民主党の仕分け作業でも話題になっておりました。そのあたり、教育長はいかがお考えでしょうか。また、このことについて教育委員会ではどのような話し合いを持たれ、またどのような対策・指導をされているのか、お教えください。そして、町内の小・中学校からは何件の事例が報告されていますか、お答えくだ

さい。

暴力行為の発表と同時に、問題行動調査でははじめも発表されておりました。こちらの方は、暴力行為に比べ年ごとに減ってきているようであります。しかし、全国平均が1,000人当たり6人であるのに対して、岐阜県は1,000人当たり25.2人と、全国でも3番目に多い数値が発表されました。調査の細かさが違うのかもしれませんが、少し心配な数字であります。町内の小・中学校では何件の報告がありましたか、こちらもお教えください。

以上が質問であります。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

丹羽教育長。

教育長（丹羽一仁君）

おはようございます。

それでは、今三つ御質問いただきましたが、一つ一つお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、学力調査に対するの见解ということに係ることでございますが、これについては全国学力・学習状況調査と岐阜県における児童・生徒の学習状況調査の二つでというふうに判断をさせていただいております。前者の全国学力調査の目的は、これまで三つ、3カ条で書かれておりましたが、平成21年12月28日付の通知、すなわち平成22年度実施の調査に係る目的については一つで書かれております。ちょっと読ませていただきますと、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、まだ続いているわけです、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証・改善サイクルを確立する、また学校における児童・生徒への教育指導への充実や学習状況の改善等に役立てるというふうに、一つにまとまっております。これを内容的に分けてみますと、一つは、まず学力や学習状況の様子を把握・分析して、教育施策の成果・課題を検証して、その改善を図るとのことと、教育に関する継続的な検証・改善サイクルを確立すると、それから学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てると、この三つに分けられるというふうに思っております。

そのうちの一つについては、国の教育振興基本計画、あるいは学習指導要領、あるいは少人数指導教員の配置等に生かされてきたわけでありましたが、今後もこうした施策改善の根拠にされるというふうに判断をしております。

二つ目につきましては、これまでも各都道府県に学力調査の結果に基づく検証サイクルの確立に関する検討会議というものが位置づけられて、岐阜県では岐阜県検証委員会が指導の改善のあり方等を研究しまして全県下に示してきたわけですけれども、多少形や規模は変わるかも

しませんが、これまた継続されるのではないかというふうに思っております。

三つ目については、抽出校では、今までのように児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることができるというふうに判断をしております。

また、岐阜県における児童・生徒の学習状況調査の目的は二つ掲げられておまして、一つは児童・生徒の一人ひとりの学習状況及び学習や生活に対する意識等を把握し、一人ひとりの学力が確実に向上するよう指導の改善を図るということでありまして、これは、全国学力学習状況調査でいきますと、3番目とイコール関係にほぼなるんじゃないかなあというふうに思っております。

それから二つ目ですけれども、学力向上を図る各学校、各教育委員会、県教育委員会の指導の改善及び施策の改善に資するという二つ目につきましては、全国の調査については2番目に特にかかわりを持ってくるのではないかなあということを思っております。これらは、要するに調査結果の分析と指導法の改善やリーフレットにして公表されてきたわけですが、岐阜県の場合には、各教科ごとに指定された委員によって学力向上推進事業に生かされてきているわけですし、また岐阜県型の少人数指導、いわゆる小学校1年生・2年生の35人学級につながっているというふうに判断しております。

そういったことから考えていったときに、全国と県の調査目的は、行き着くところは学力の向上というところにあるわけですが、施策から見たときに、国と県ではやらなければならないことに違いがあるということから考えたときに、二つの調査にはそれぞれに意義があり、大きいというふうに考えております。しかし、国の調査目的の意義が、1番の国の教育施策の検証・改善というようなことが大きいと考えたときには、抽出調査、要するに来年度から行われる抽出調査でよいのではないかと判断をしています。学校や教育委員会の施策の改善、あるいは学校の教育指導や教育状況の改善は、岐阜県の調査で目的は達せられるのではないかというふうに考えています。また、国による都道府県単位の情報提供、情報公開ですけれども、公開をすることも、要するに県の施策の改善ということにもつながっていくということで、意義はあるというふうに判断をしております。

次に、町内の小・中学校での抽出校はということをございますけれども、19年度から始まった全国学力・学習状況調査については、議員お話しいただきましたように全公立・国立・私立が対象になっていたわけですが、抽出校ということで、町内では上之郷中学校1校が抽出校ということになりました。その他の参加につきましては、1月に臨時校長会を開きまして検討してまいりました。全く同時期に岐阜県の学習状況調査があるということで、それで目的が達せられるのではないかという判断のもとに、他の5校については参加をしないというふうに決定をしてきました。

次に二つ目ですけれども、土曜日の授業復活はということですが、小学校はお話いただきましたように23年度から、中学校は24年度から新学習指導要領によって教育が進められるわけですが、授業時数が、これまた御承知のとおりですけれども、1週間当たり小学校の低学年、1年生・2年生では2時間、中学年から高学年、中学校ではそれぞれ1時間ずつふえるということになります。

そういったことに対して、岐阜県ではどんな見解を持っているかということについても御質問があったかと思っておりますけれども、現在のところ、県からはこれに対してどういうふうにした方がいいということの通知等はいただいております。

じゃあ御嵩町ではどうかということでございますけれども、要するに授業時数がふえるということにかかわって、可茂地区教育長会で今年度6月に2市2郡の教員の代表から成る管理規則検討委員会を設けまして、その対策を答申していただくように検討していただいたわけです。検討委員会では、小学校4年生と中学校3年生を対象にして、現状から見た平成23年度の授業日数、小学校でいくと202日になるようですし、中学校3年生でいきますと193日になるようですけれども、そんなことをもとにしながら総授業数を算出し、そこから授業等で必要な授業時数、それから家庭訪問等で欠けてしまう欠課時間というようなものを引いたところ、年間30時間ぐらい不足するという数字が出てまいりました。この30時間の不足をどう補ったらいいかということについてもさまざまに検討が重ねられてきたわけですが、夏季休業で3日間の短縮、それから始業式・終業式の式の時間以外を活用するというところでどうだろうかというふうに結論づけられてまいりましたし、また実施年度については平成23年度、再来年度からでどうだろうかというような答申がなされてきたわけです。こうした答申を受けて、地区の教育長会では審議を重ねてきた結果、答申どおり実施していくのが望ましいのではないかという判断をしました。御嵩町も同一歩調で進めてまいりたいというふうに考えています。今後、特に22年度、来年度なんですけれども、各方面に理解をいただいて順調な実施が図っていけるようにしていきたいというふうに考えております。

東京都の例が出ましたけれども、東京都では既に葛飾区が1週間、新宿区が5日間、豊島区が2日から4日間夏休みを短縮するというところで進んでいますし、全国の政令指定都市や中核都市の51市が、同じく夏休みを短縮するというデータもあります。

三つ目に町内小・中学校における暴力行為の実態でございますけれども、小・中学校の児童・生徒の暴力行為は、平成18年度に対して平成19年度は9.1%の減であります。そして、19年度に対して平成20年度は実に90.0%の減と。そのときの件数が2件だと、件数はここだけお話し申し上げたいと思っておりますけれども、2件でありました。

国の増加傾向から見ますと、全く逆の状況であったわけであります。内容的に見ますと、平

成18年度には対教師暴力、児童・生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の4種類すべてがありましたが、平成20年度には児童・生徒間暴力1種類ということで、極めて安定した状態に向かっていました。しかし、平成21年度、今年度は3月上旬の段階で、件数的には増加をしております。非常に人数としては少ないものですから、個人が特定できる可能性があるということで具体的な件数と人数、それからその暴力の内容等の詳細については、できましたらお許しをいただきたいというふうに思っております。

関係学校では、保護者との懇談を初め本人と担任、それから関係職員との信頼関係づくり、それから町のスクールカウンセラーや教育相談コーディネーターの指導や支援による児童・生徒理解のあり方、対応の研修、またケース会議を通して具体的な対策等を検討するといったさまざまな対応や指導を行っています。町からの支援員も、日々の支援に大きな力になっていただいているということでもあります。

何か起きてからの対応ということについて、効果的になされるように研修を深めたり、組織を充実させたり、あるいは外部機関との連携を強化したりするということはとても大切なことであると思うわけですが、人権意識の高揚、あるいは心の通じ合う人間関係づくりということは、もっとそれよりも重要なことだということで、人権教育計画を立てて、それぞれの学校で工夫をして進めているところであります。

最後になりますけれども、いじめについてであります。

これは、国・県に比べて非常に高い認知件数になっています。平成19年度が小学校が1,000人当たり86.7件、議員さんが先ほどお示しになされた数字の10倍ぐらいの数字になっているということです。中学校が1,000人当たり66.5件、そういうふうになって出てきております。

今年度は、4月から12月までの段階で1,000人当たり28.4件、中学校が64.1件、そういった報告を受けています。今年度の様子から見て、態様別に見ると、冷やかし、からかいというのが48.8%ということで約半数を占めているわけですが、次に仲間外れ17.5%、それから軽くぶつかられた等が13.4%となっております。発見は、学校のアンケート等の調査や担任の発見、それから本人の訴えというものが非常に多くて全体の86.6%になっています。数値の大きいことにつきましては、心配だと思っておりますけれども、細やかな調査や面談がそれぞれに計画的に実施されているという事実から考えたときに、とてもこの点は心強いことだなあというふうに思っております。

なお、解消率につきましては、一定の解消が図られたというところまで見たときに83.6%ということになります。つまり、取り組み中というのが残りの16.4%になっているということが現状でございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

御答弁ありがとうございました。

子供が突然キレる、これは本当に確かに難しい問題でありまして、まだ本当に原因もよくつかめない、現場では暗中模索のことだと思うんですが、今、教育長は細かい公表は差し控えたということでありましたが、それ以上はお聞きしませんが、いろんなところとそういったことを共有し合いながら解決していくのも一つの方法かと思っておりますので、そのところをよろしくお願いいたします。

それともう一つなんです、先ほど申しました教育委員会の1955年体制のいろんな問題が、ここへ来ていろいろ矛盾が出てきているように思うわけでありまして、今回、政権が変わりまして鳩山政権になりまして、この55年体制にも大きくメスを入れ、地域や学校に大幅に権限を移そうとするようなことをなされているわけでありまして、その中では、国の役割は一定の教育水準の維持と教育環境整備のための財源確保に限定する、教育行政の責任は自治体の長が負い、教育委員会はそれを監視する機関に努める。今の執行者の議会のような関係だと思うんですが、公立小・中学校は保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家らが参画する学校理事会が運営すると、政権公約や今の川端文部科学大臣などが説明しておりますが、この改革が進めば文部科学省のあり方も随分変わってくるのではないかなあと思うんですが、もしよろしければ、そのあたりのことについて教育長はどういう御見解をお持ちか、お聞かせ願います。

議長（鈴木元八君）

丹羽教育長。

教育長（丹羽一仁君）

現在も、学校は地域の代表の方々の御意見を聞きながらという部分と、それから学校の実施した内容について、いろいろ御意見を聞きながらという形で進めているわけでありまして。さらに、実際の運営に当たって御意見をいただくことについての必要性というものも感じているわけですが、現状の状況で学校の運営に非常に不十分な部分があるというふうには考えてはおりません。以上でございます。

[10番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

ありがとうございました。

これで教育関連につきましての一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

これで梅原勇君の一般質問を終わります。

続きまして、6番 大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

議長にお許しをいただきましたので、3点にわたりまして質問させていただきます。

1点目は、予防ワクチンの公費助成について、お伺いいたします。

本年度、同町が実施されました女性特有の乳がん検診、また子宮がん検診の無料クーポンは、日本対がん協会の調査によりますと、がん検診の受診率アップに大変効果があったという結果が出ております。特に対象年齢では、前年比2倍から3倍の受診率になっているということがわかっております。御嵩町におきましても、このがん検診無料クーポンにつきましては、少なくとも5年間実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

人間の命と健康を守ることは、政治の最優先課題と言っても過言ではありません。ところが、ワクチンで予防できる病気があるにもかかわらず、日本はこれまで世界からワクチン後進国と指摘され続けてきました。こうした状況を打ち破る一歩として、我が党は子宮頸がんの予防ワクチンの早期承認に全力で取り組んでまいりました。そして、昨年10月に厚生労働省がこの予防ワクチンを承認し、12月22日に発売が開始されました。子宮頸がんは、若い女性にふえ続けているがんです。我が国では、年間8,000人が発症し、2,500人が亡くなると推計されています。発生原因は、ヒトパピローマウイルスの感染と特定されております。感染前のワクチンの接種が有効で、12歳児にワクチンを接種した場合、発症を73%減らすことができ、検診と合わせますと、ほぼ100%予防できるがんであることがわかっています。

しかし、この子宮頸がんワクチンは1回に1万円以上かかり、3回接種で大変高額となることから、公費の助成なしでは普及は大変難しいと思われれます。しかし、がんを発症してしまっからの治療費も高額となることから、費用対効果を考えますと、投資額に対して約2倍の効果が期待できるとの試算も出ております。こういった認識が広まれば、ワクチン接種の公費負担は一般的になるものと考えられます。

制圧できるがんであるにもかかわらず、有効なワクチンの接種率が上がらなければ助かる命を救うことはできません。収入の多い少ないにかかわらず、希望者全員がワクチン接種を受けられることができるよう、公費助成制度の導入を求めるものであります。なお、例を挙げますと、東京都の杉並区ではこの22年度、中学進学お祝いワクチンとして、中学1年の女子を対象に、必要とされる3回分のワクチン接種費用を無料にするという予算が計上されております。また、新潟県の魚沼市では、中学1年の女子213人を対象に全額補助の実施を表明しています。

埼玉県志木市、兵庫県明石市でも、小学校6年生から中3までの女子に全額補助を行う方向と伺っております。さらに名古屋市、栃木県の大田原市、下野市、日光市、また県内でも大垣市、海津市、岐南町など、助成を表明している自治体もたくさん出てきております。

次に、子供の命を守るという観点から、ヒブワクチンについてお尋ねをいたします。

乳幼児に重い細菌性髄膜炎を引き起こすヒブ菌に対するワクチンをヒブワクチンといいます。国内では、毎年1,000人の子供がこの細菌性髄膜炎を発症し、そのうち5%の子供が亡くなっております。また、治ったとしても、4人に1人は聴覚障害などの後遺症で苦しんでおります。

ヒブ菌は、せき、くしゃみなどの飛散による感染でありますことから、集団保育での感染が多く見られます。しかし、このワクチン接種を受けると、のどなどにヒブ菌がつかなくなり、感染拡大の抑止効果が高くなるということでもあります。ヒブワクチンは、2008年の12月から販売されておまして、予防接種は1回につき7,000円から8,000円、4回接種が必要なので3万円ほどかかります。こういったことから、東京都では市区町村が予防接種に助成をする場合、その助成金の2分の1を補助する制度を昨年の4月から始めております。東京都内では、助成制度を始める自治体が増えてきております。御嵩町におきましては、細菌性髄膜炎撲滅に向け、ヒブワクチンに対する公費助成、また定期接種化はできないものでしょうか、お伺いいたします。

一方、高齢者の命を守るという観点からお伺いいたします。

肺炎の主な病原体で、重症化しやすい菌が肺炎球菌です。肺炎は、死亡原因の第4位となっており、高齢者ほど死亡率が高くなっています。肺炎球菌ワクチンの接種は、特に高齢者の命を守る重要な取り組みだと言えます。また、この接種費用につきましても1回8,000円、高額なことからちゅうちょする人が多いと思われれます。

そんな中を、北海道の瀬棚町というところでは、2001年から65歳以上の高齢者を対象にこの助成を実施したことにより肺炎患者の入院が減り、医療費抑制の効果が出てきています。高齢者を肺炎から守ることで医療費の抑制につながるという観点からも、肺炎球菌ワクチンの助成制度の導入を求めます。

これからの時代は、医療も介護も予防の時代です。超高齢化社会に突入した今、みんなが元気で長生きするためには、予防策に一層力を入れることが重要になってくると考えますので、特にこの3種類の予防ワクチンの公費助成につきましてもの御見解をお伺いいたします。

次に2点目の質問でございます。今後の課題といたしまして、保育園における看護職の配置についてのお伺いをいたします。

御嵩町の保育事業は、保育園の民営化などにより一時預かり、休日保育などを開始され、また22年度よりは本格的にファミリーサポート事業を開始されるなど、子育て支援に対して力を

注いでいただいているものと評価しております。私は、以前に病児・病後児保育についてもお尋ねしたことがございますが、このことにつきましても再度推進をお願いいたします。

厚生労働省は、平成20年度に保育指針の改定を行いました。その中で、養護と教育の必要性を強調しています。これは、保育における保健活動の必要性を示すもので、児童のさまざまな健康状態に対し、保育所が適切な対応ができる体制かどうかを問われるものと思われまます。保育指針改定とともに、厚生労働省は保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定いたしました。このプログラムの実施期間は2008年度から5年間で、地方自治体にもアクションプログラムの策定を奨励しております。このアクションプログラムについての当町のお考えをお聞かせください。

また、内容の一つに子供の健康及び安全の確保というのがございます。看護職など専門職員の確保、推進を含めた保育現場の保健活動の充実を目的としておるものです。看護職の保育所配置につきましては、三十数年前の厚生省通達により乳幼児保育の実施に伴い配置されるようになりましたが、全国的に見ましても、現在、保育所に配置されている常勤看護職の在職率は約21%、さらに看護職の独立配置となるとほんのわずかという状況になっております。また、保育所には嘱託医の制度がありますが、健康診断が中心で、診察・診療は十分とは言えず、発達障害や疾患などを抱えた子供への保育所での相談にかかわることは困難と思われまます。年々増加傾向の発達障害については、早期発見、早期治療が重要であることから、保育園での保健的対応が求められております。保育園に看護職が配置されていれば、日常的に保健的な視点で子供たちを観察し、嘱託医と連携をしながら保育現場で対応することができ、保育所の保健活動はより実効性が高まらまます。そして、保育士は保育に専念することができます。また、保護者の安心も高まるものと思われまます。財政面で独立配置が困難であれば、保育士の看護職兼務者との在職率を上げることから始めることも、具体的な対応として積極的に推進するべきと考えまます。当町の現状と見解をお聞かせください。

3点目に、介護問題についてお尋ねをいたします。

安心して老後を暮らせる長寿社会の実現に向け、介護問題というのは待ったなしの課題であります。御嵩町第4次総合計画の中にも、必要ときに必要なサービスが利用できるようにサービスの提供体制を確保・充実しまますとありました。

超高齢社会に入った今、65歳以上の高齢者が高齢者の介護をする老老介護は当たり前の風景となり、介護する側の肉体的、精神的な疲労により共倒れをしてしまうケースが少なくありません。また、親の介護のために働き盛りの方が仕事をやめて介護しなければならない現状、また病院からは退院を迫られても受け入れてくれる施設がないなど、一日も早く解決しなければならない問題が深刻化してしております。現在1,200万人います75歳以上の高齢者は、団塊の世代

が75歳を迎える2025年には今の約2倍、2,200万人ほどになると予測されています。また、私も含め65歳以上の人は3,500万人を超えるようであります。ピークが来る前の2012年の制度改正では、抜本的な改正が必要となっておりまいます。

そこで、公明党は昨年11月から全国で3,000人を超す議員が一丸となりまして、介護総点検運動を実施いたしました。調査結果のポイントは、「介護を受けたい場所は」という街頭アンケートでは、施設を望む方が45.8%、在宅を望む方が42.3%という、ほとんど同じくらいの割合の結果となっております。これは、在宅希望が多いのではないかとという予想に反したものであります。要介護認定者、また家族への調査では、自宅介護を行う家族の負担の軽減、事業者に対する調査では、事務量の軽減や保険料抑制のために公費負担の増額を望む声が多くありました。さらに、介護従事者への調査では、7割の方が介護の仕事を続けたいと望んでいますが、離職者の8割が収入が低い、心身の負担が大きいと感じているとの結果でありました。

介護総点検の結果、介護施設の不足、在宅支援体制の不足、介護労働力の不足が鮮明になりました。この三つの不足に対応するために、我が党は新介護ビジョンを発表いたしました。具体的には、介護施設の待機者解消を目指し、介護3施設、いわゆる特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設を倍増し、グループホームなどは3倍に拡充する。また、在宅支援体制の強化のためには、24時間365日訪問介護サービスの拡充、家族の休息ケア事業の推進、特に通い・訪問・宿泊の三つのサービスを柔軟に組み合わせて、在宅介護を支援する事業として地域密着型・小規模多機能型居宅介護事業の普及・促進、また介護労働力の拡充に向けましては、介護保険制度の抜本的な基盤整備、手続の簡素化、介護従事者の大幅給与アップなどの待遇改善につながる介護報酬の引き上げ、しかしこの一方、介護保険料抑制のためには公費負担割合を当面6割に、また2025年には介護保険の3分の2になどを掲げております。

お尋ねいたします。安心して老後を暮らせる社会を目指しての提言と言えますこの新介護ビジョンにつきまして、御見解をお聞かせください。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

議長（鈴木元八君）

額額民生部長。

民生部長（額額久美君）

それでは、大沢議員の質問にお答えをしたいと思います。

1点目は予防ワクチンについての質問であります。

初めに、県内の助成状況について説明をしたいと思います。

子宮頸がんワクチンにつきましては平成22年度から7自治体、ヒブワクチンについては平成22年度から5自治体が助成制度をスタートさせることとなっております。また、肺炎球菌につ

きましては、既に1自治体が実施しており、22年度から新たに1自治体の実施することとなっております。

次に、事業費の試算でございますが、助成率を20%としますと、子宮頸がんワクチンでは対象者を11歳から14歳の女子352人、接種率20%、15歳から45歳の女性3,466人、接種率10%で、それぞれ接種回数3回としますと1,000万円が必要となります。ヒブワクチンでは、対象者を生後2ヵ月から5歳未満の813人に必要回数を接種、接種率20%としますと90万円、肺炎球菌ワクチンにつきましては、対象者65歳以上の4,594人、接種率30%としますと550万円となり、御質問の3種類の合計では1,640万円となります。

ポイントをまとめてみますと、1. 事業実施に必要な財源は1,640万円である。2. 県内では22年度より、さきの説明のとおり助成制度をスタートさせる市町があり、特に近隣市町との格差を生じさせない配慮が必要である。3. 医療における予防重視は、医療の削減につながる。4. 地方が先行して事業を展開することで、国と県が補助対象事業としてスタートさせることがある。5. 鳩山総理の「命を大切に政治」は内閣のメインテーマであり、これにかなう施策である。以上のことを念頭に、今後検討課題としてまいりたいと考えております。

2点目は、保育園への看護職配置の推進についてであります。

平成20年3月28日付で厚生労働省が作成している保育所における質の向上のためのアクションプログラムの中に、子供の健康及び安全の確保について、看護師等の専門職員の確保の推進が掲げられており、各地方公共団体においても、各地域の実情を考慮した保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することが望ましいとされております。現在、御嵩町におきましては、保育所における質の向上のためのアクションプログラムは策定をしておりません。しかし、町では平成21年度において、平成22年度から26年度までの5年間の計画である御嵩町次世代育成支援後期行動計画を策定しており、この行動計画の中で、子育て支援サービスの充実の項目において、保育に関する具体的な施策の位置づけを行うことにより計画的な保育の充実を図っていくこととしております。御嵩町次世代育成支援後期行動計画におけるニーズ調査では、病児・病後児保育の利用意向が36.4%と高い割合になっており、計画の中で、仕事と子育ての両立を図る上で重要なサービスとしてニーズに対応できるよう、医療機関等の協力を得ながら病児・病後児保育の実施に努めることとしており、目標年次としまして平成26年度までに1ヵ所の目標を掲げております。

また、増加傾向にあります発達障害児への対応につきましては、保健センターにおける乳児家庭全戸訪問事業、乳児健康診査、育児相談、運動・発達相談、わいわい広場など、保健師や子育て支援センター職員、ことばの教室指導員、保育士が連携をとり、早期発見、早期治療に向けた取り組みを実施しております。児童福祉施設最低基準には、保育所における看護師の義

務づけはなされておられません、県下の看護師の配置状況は単独配置では1カ所となっております。また、病児・病後児保育を行っているところは、医療機関で実施しているところがほとんどでありまして、14カ所となっております。

次に、保育士の看護職兼務につきましては、人材の確保が現状では困難であると考えております。また、町単独での看護師の配置につきましては、人件費の増加等が伴いますので、財政状況等を踏まえた中で事業の優先順位を決定し、実施していくことが必要と考えております。以上のことから、近隣市町村の動向を見ながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

3点目は、介護問題の質問であります。

特に、議員から地域密着型小規模多機能介護事業の現状についてということでお話ございましたので、この事業につきましては以前、御嵩町社会福祉協議会で設置に向けて先進地を視察するなど調査・研究をされ、最終的に理事会で、採算性から利益が出ない見通しの中で、リスクを冒してまで設置する必要はないと決定された経緯もあります。町におきましては、平成21年度から23年度までの、第4期介護保険事業計画策定委に検討の結果、ニーズが低いことから本計画に見込んでいない状況でありまして、今後につきましては第5期介護保険事業計画を平成22年度と23年の2カ年で策定することとなっております、大沢議員も第3期介護保険事業計画策定委員長として御尽力をいただいておりますのでおわかりをいただけるかと思っておりますが、委員会で慎重に審議をしてみたいと考えております。

次に、新介護ビジョンについての見解でございます。

新介護ビジョンの取りまとめに当たり、アンケート調査を全国各地で街頭アンケート、要介護認定者、介護家族、介護事業者、介護従事者、全国市町村を対象に実施されたことは、国民目線という視点からも制度の検証に不可欠であり、そのようなプロセスを踏んでの提言であり、評価すべきものと考えております。御嵩町に関連する事項につきましては、御嵩町という地域特性も踏まえた上で、平成22年度に設置する第5期介護保険事業計画策定委員会で総合的に検証・検討していきたいと考えております。

大沢議員から3点の質問をいただきましたが、いずれも事務方としましては、決定権者に対して最新の正しい情報を提供し、あわせて事務方の考え方を申し上げた上で、最終的に政治判断ということになるかと考えております。

以上をもちまして答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

ありがとうございました。

公費助成につきましては、しっかりと検討していただけるものと理解をしております。また、だれもが安心して暮らせるまちとなりますように、提案いたしました政策の実現に御努力いただきますことをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

なお、議長より注意をしておきますが、一般質問の発言者に対し暴言を吐いたりする行為があったわけですが、議場としては不謹慎でございますので、謹んでいただきたいと思います。イエローカード1枚出そうかなと思いました。以上。

続きまして、亀井千歳君の一般質問を行います。

8番（亀井千歳君）

それでは、通告いたしました一般質問の許可をいただきましたので、一般国道21号可児・御嵩バイパスについて質問をさせていただきます。

東海環状自動車道東回り可児・御嵩バイパスの中恵土・古屋敷間の暫定2車線供用により、現国道21号の伏見地内の渋滞も少なからず解消されてきたと感じております。残された古屋敷・井尻までの区間の供用が少しおくれると聞いておりますが、開通後は通過車両の大部分がバイパスに回るということで、現国道21号の伏見・御嵩までの間の交通が緩和することは大いに予測できます。

バイパス建設には、地権者、また周辺住民の協力、理解によるものであると感じております。

そこで質問ですが、事業者は国土交通省ですが、町が地権者との交渉・仲介をしているため、古屋敷・井尻区間についての説明をさせていただきます。

バイパスに接続する町道との取りつけ、住宅、田畑への乗り入れ、信号機の設置、横断歩道、通学路の安全対策、用水路等地元要望は聞き入れられておりますか。また、周辺住民、地権者との約束は守られているでしょうか。地元説明会での説明の際に、設計図書等を説明に来られた方々にお見せして工事の状況を説明されたと思いますが、そのとおり工事は進んでいるのでしょうか。また、道路の高さ、交差点の位置など変更が生じた場合、その都度説明はされますか。生活道路の寸断については不便を感じていないか、通勤時間帯の信号機のない交差点での右折は大丈夫でしょうか、また周辺住民はこのようなことで納得されていますでしょうか。協力された方々に不満が残るとすれば、今後の町行政に協力していただけないという不安も残りますので、質問をいたしました。

答弁は鈴木部長にお願いしたいと思います。鈴木部長も今期で定年ということですので、私、

一般質問が最後になりましたが、出番があまりないようでしたので急遽質問させていただきました。

また、私につきましては、1期4年間で一般質問は2回という目標をしておりますので、その点も考慮して答弁の方、よろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正人君）

ありがとうございます。私にとって、最後の一般質問の答弁になろうかと思えます。よろしく申し上げます。

この質問であります、国の事業にかかわるということで答弁の方も難しいところがありますが、よろしく願いをいたします。

それでは、御質問の国道21号可児・御嵩バイパスについてお答えさせていただきます。

まず、長年の念願でありました国道21号可児・御嵩バイパスも、地権者の方、また沿線の自治会、また水利組合の皆様方の御理解と御協力を得まして、若干のおくれは生じているようではありますが、完成・供用開始へとめどが立ってきたように感じております。

町長の冒頭の施政方針の中でもありましたとおり、平成16年度に供用が開始された東海環状自動車道へのアクセス道路として、当町の市街地の交通混雑の緩和と産業の発展、地域の促進など社会基盤の整備を図り、あわせて安全性の高い道路の建設を目指して進んできました。昭和50年に中濃大橋御嵩線、昭和59年には一般国道可児・御嵩バイパスとして可児市及び当町において都市計画道路に位置づけられまして、計画決定された可児市中恵土から御嵩町井尻に当たる全長約8キロにも及ぶ4車線、まず暫定2車線ではありますが、一般国道であります。また、平成3年度には、国土交通省において国道21号可児・御嵩バイパスとして事業化されてきております。

可児市中恵土から当町古屋敷区間、既に完成しておりますけれども、4.3キロについては平成5年度から用地買収などの事業に着手していただき、平成12年度からは工事もあわせて行われまして、平成17年度工事完成、供用開始がなされております。また、今回の当町古屋敷から井尻区間3.7キロにつきましても、これまでと同様に国と地域が一体となって、事業をスムーズに進めていくために、関係する沿線の自治会、水利組合などで地元対策委員会を設置していただきまして、バイパスが通ることによって影響する環境問題や公共施設に及ぼす物理的な諸問題を調査・検討し、これらをまとめまして要望事項として国に示させていただきました。諸問題を解決しながら、早期の着手・完成を要望してまいりましたところでもあります。そして、16年度からはこの区間の用地買収にも着手し、17年度からは工事にも着手されました。平成21

年度、この3月完成を目指して国において鋭意努力をしていただいていたところでもあります。しかし、先般の議員全員協議会でも多治見砂防国道事務所からの説明にもありましたように、一部買収の諸手続に時間を要することから、平成22年度へと工期が延期されるようであります。国土交通省としては、一日も早い供用開始へ向けて努力されることを確認しております。

そこで、御質問に答えさせていただきます。

まず一つ目であります、地元要望は聞き入れられたかという質問でございます。

バイパスに接続する町道の取り付けにつきましては、国土交通省との事前協議の中で進めており、当時の説明会でもお示ししましたとおりであります。都市計画道路大泥・茶田原線、御嵩102号線、御嵩85号線などの、路線数にして4路線であります。改良工事を計画に沿って町において現在施行中であります。

また、信号機の設置と横断歩道についてということですが、地元や国土交通省、公安委員会等の調整も含めて大変苦慮してまいりました。この区間、4カ所の交差点において設置されることとなっております。現在の南山環状線との交差点は既に設置済みでございますけれども、そのほかに井尻地内の現国道の合流部、長岡地内の千ノ井・真多羅線、中地内の大泥・茶田原線の交差点に設置される計画であります。信号も、本来ならば歩行者、通行車両の安全性を考える場合に、主要となる町の交差点すべてにおいて設置を望むところではありますが、交通量、信号間の距離、交通の流れなどを考えた場合に、公安委員会の見解において難しいところがあるようでございます。御理解を賜りたいと思います。

なお、横断歩道につきましては、信号交差点には当然設置されることとなっております。信号のない交差点には計画はされておられません。ただし、古屋敷から井尻区間において地下道が4カ所設置されますので、これを活用していただくことで歩行者の安全は確保されるものと考えております。

次に、住宅、田畑への乗り入れ、そして用水路についての御質問でございます。

これまで多くの要望をお聞きしております。これらの要望に対しては、地元対策委員会、水利関係者、また地権者個々と現地を確認しながら、国土交通省へ要望、協議、調整をした中で関係者の方々に御理解を得て、これまで工事が進められてきております。用水路、排水路の一部においてルートなどの変更がありましたが、施行に当たっては、設計図書に沿って行われていると理解しております。また、不都合を来すことがあれば、国土交通省と調整を図り、可能の範囲で改善を要望してまいりたいと考えております。

そして2点目の質問でございます。

まず、地権者との約束と設計図書に基づいての工事の適正施行であったかと思っております。これについては、道路の構造上の問題にもなるかと思っております。当初設計と現地でのすり合わせに難

しいところがあったようであります。再三にわたって変更がなされてきております。これについては、周辺の土地所有者からの要望、苦情などをお聞きしながら国土交通省へ伝え、できる限りの対応をしてまいりました。道路の構造上の問題もあり、沿線住民の方のすべてを聞き入れることは困難なところがあるようでありますので、御理解を賜りたいと思います。

また、道路高につきましては、当初受けた説明とは違いがありまして憤慨された方もおられました。国土交通省の見解では、工事を進めていく中で既設の構造物の影響で変更が生じてきておりますが、区間全体の道路計画と大きな違いはないということでもあります。現地で計画する道路の高さを示しながら説明会を行っていただいたところではありますが、関係する皆様には見られない図面ということで、完成形が見えないことも事実で、誤解を招いた原因であろうかと思っております。変更に係る説明は、国土交通省においてその都度個別に対応させていただいており、関係者への説明会は特に実施しておりません。このあたりについては、町としまして反省材料とさせていただきます、今後は国との一層の連携強化に努めてまいりたいと考えております。

なお、交差点の位置の質問であります。交差する主要な町道の位置関係については、ルートを変えることはできません。したがって、変更はありませんでしたので御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、生活道路の寸断ということで質問があったように思います。

町道とバイパスとの交差点が平面的に設置できないところにあつては、地下道で対応していただいておりますので、御質問のような生活道路が寸断されるところは少なくともないと理解しております。また、民地にかかる道路については、バイパスの影響で通り抜けができないところもありまして、代替道路を設置するなど可能な範囲で対応させていただき、関係者の方には御理解をいただいております。

そして、信号のない交差点での右折についてであります。前段でも少し触れさせていただきましたが、すべての交差点に信号を設置していただければ車両が安全走行できると思っておりますが、これは不可能であると思っております。現国道におきましてもこのような形態のところは多く存在しておりますので、ドライバー自身が交通ルールを守っていただき、安全走行に努めていただくほか手段はないと考えます。

そして、一番最後にありました周辺住民の理解と、今後の町政への協力に対する不安ということでもあります。これにつきましては、国道21号バイパス第3工区3.4キロを含めて全線約8キロ区間整備につきましては、地権者、沿線住民の皆様、そして耕作者の方々より多くの要望をいただいております。その回答は既に出させていただいております。関連する積み残しの事業もあります。こういったことにつきましては、財政事情を考慮しながら対応していきたいと考えております。また、今回の3.4キロ区間におきましても、供用後は問題も幾つか出てくる

と思われまので、ふぐあいが生じないよう、国土交通省と調整をしながら対応をしていきたいと考えております。

なお、周辺の住民の方々には御理解をいただきまして、今後町政への一層の御支援、そして御協力をいただけるよう努力してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上で私の答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔8番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

亀井千歳君。

8番（亀井千歳君）

答弁どうもありがとうございました。

国土交通省ということで、なかなか町の思うようにはできないという点もあるかと思いますが、なるだけ地元要望に沿うようにやっていただきたいというふうに思っております。また、古屋敷・尼ヶ池の辺の方の、バイパスより南側の方の通学に関しましても、バイパスを東の方に歩いていくというふうに聞いておりますが、バイパスの歩道を歩くというのは危険なこともあると思っておりますので、その辺も考えていただきたいと思ひます。また、同じ古屋敷・尼ヶ池のバイパスより南側の方々の交通が、朝晩の通勤時はなかなかバイパスを横切ることができないというようなことも言われておりますので、その辺もまた考慮していただきたいというふうに思っております。

それと、このバイパスについては、ある程度地権者の御理解ができたという話ですが、バイパス以外のことでも、町に再三うそをつかれて、もうこれ以上町の言うことは聞けんぞというようなことを時々耳にすることがございますので、その辺のこともよく考えて、これからの事業を行っていただきたいというふうに思っております。以上で終わります。

議長（鈴木元八君）

これで亀井千歳君の一般質問を終わります。

以上で、通告のありました一般質問はすべて終了しました。

これをもって町政一般に対する質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は10時40分といたします。よろしくお願ひいたします。

午前10時25分 休憩

午前10時41分 再開

議長（鈴木元八君）

休憩を解いて再開をいたします。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（鈴木元八君）

日程第3、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として付議されました議案第25号、議案第26号の2件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件2件を一括議題として、提案理由の説明を求めます。

議案第25号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について、朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

総務課長（渡辺義弘君）

それでは、追加上程をさせていただきます議案第25号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について説明をいたします。

まず、今回追加上程をさせていただきます理由について説明をいたします。

今定例会に一般会計補正予算（第9号）として既に提出させていただいております中に、緊急経済対策として、国の2次補正に盛り込まれた地域活性化・きめ細かな臨時交付金の内示額4,940万5,000円を計上させていただいておりますが、今回、2次交付として905万7,000円の追加の通知がありました。この追加分につきましては、既に交付申請をしております事業に限って交付されるものであるため、既に補正予算（第9号）の歳出で予算計上しております14件の事業の中から、いずれかの事業を拡大して追加予算を計上するものであります。

別冊の一般会計補正予算（第10号）の1ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の総額は905万3,000円を追加して、歳入歳出それぞれ63億1,851万7,000円とするものです。

第2条 繰越明許費の変更は、表の方で説明をいたします。

3ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正の変更ですが、款土木費の町道西之門・平芝線ほか舗装補修工事、1,100万円を2,005万3,000円に変更するものとして、22年度へ繰り越すものです。

5ページをお開きください。

歳入ですが、款14国庫支出金、目総務費国庫補助金905万3,000円を増額するものです。

次の歳出ですが、款土木費、目道路維持費905万3,000円を増額です。これは、既に補正予算

(第9号)で新規計上いたしております町道西之門・平芝線ほか舗装補修工事1,100万円を、延長して実施することから905万3,000円を追加して増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長（鈴木元八君）

議案第26号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

それでは、議案第26号 工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

追加資料、議案つづりの2ページ、関係する資料つづりは、その3の1から4ページであります。

議案つづりにありますように、契約の目的は、上之郷地区の地上デジタル放送難視聴対策として光ケーブル網の整備を行う平成21年度御嵩町上之郷地区地域情報通信基盤整備工事であります。2で、契約の方法は指名競争入札。3で、契約金額は9,754万5,000円であります。4. 契約の相手方は、可児市姫ヶ丘一丁目20番地、シンクレイヤ株式会社 岐阜営業所 所長 加藤節夫であります。

詳細につきまして、資料つづりで御説明をさせていただきます。

4ページの地図を見てください。

今回、難視聴地域として光ケーブルの付設工事を行うのは、ピンクの色で示しましたエリア、自治会名で申しますと、小原、謡坂、谷、西洞、前沢、綱木、大久後、次月及び美佐野の一部であります。

なお、この工事完了後は、この施設を株式会社ケーブルテレビ可児へIRU契約、IRU契約といいますのは破棄し得ない使用権ということで、当事者間の合意がない限り破棄、または終了させることができない長期的、安定的な路線整備の使用権を設定した契約になるわけですが、その契約を結びまして、ケーブルテレビ可児へ施設を貸し出し、地上デジタル放送を初めとした各種サービスの提供を予定しているものであります。

資料つづりの1ページに工事請負契約書の写し、2ページから3ページに入札執行結果公表一覧表を載せてありますので、後ほどお目通しのほど、よろしく願いをいたします。

以上で、議案第26号について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案の委員会付託

議長（鈴木元八君）

日程第4、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付託されています議案第5号から議案第11号及び議案第18号、19号、議案第21号の合わせて10件について、質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

したがいまして、議員におかれましては、所管以外の質疑の方向でお願いをいたしたいと思えます。

付託されますと、その委員長が責任を持って答弁をすることになっておりますので、その点ひとつよろしくお願ひいたします。

議長（鈴木元八君）

議案第5号 平成22年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

7番 岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

予算書の101ページ、図書購入費についてです。

ことは2010年を国民読書年に制定し、政官民協力のもとで国を挙げてあらゆる努力を重ねるということになっておりますが、この図書購入費が昨年は550万、ことは500万ですね。予算が少なくなっているわけですが、それについてどのような方針でやられるのかということをお伺いしたいです。

それからもう一つは図鑑などが、結構高価な図鑑なんですけれども、それが盗まれてと申しますか、返却されないでなくて、図書館へ調べに行くとその本は欠本であると、盗まれてしまっているんで、予算がないので購入できないということをおっしゃるようですが、そういうことについてはどう思われているのか、お伺いをしたいです。

議長（鈴木元八君）

答弁者の指示をありましたらしてください。

7番（岡本隆子君）

生涯学習課長でお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

若尾生涯学習課長。

生涯学習課長（若尾要司君）

それではお答えさせていただきます。

図書館費が昨年に比べ50万円減額となっております。こちらにつきましては、正直申しまし

て、減額は非常に厳しいと考えておりますが、厳しい財政状況の折柄、図書の購入に当たっての選奨を厳選させていただいて、皆様方からのリクエストもしっかり受けさせていただく予定ではございますが、500万円という予算の範囲内でできるだけきちとした書籍をそろえさせていただきたい、皆様のニーズにおこたえしたいということで500万、今年度の財政事情を見ながら金額を計上させていただいております。

それから、貴重な書籍、図鑑等の盗難のお話がございますけれども、基本的には、図書館の中にはかばん、その他自分で持ち込んでくる本なんかは持ち込みを禁止しております。そこら辺の体制が少し甘くなっておったかということも思っておりますし、今後そのあたりをきっちり対応させていただく予定であります。

それからもう一つ、予算がないから買えないというふうに回答した部分につきましては、おわび申し上げたんですが、基本的に一個人の欲求を満たすために希少な書籍を盗んでいってしまった、それが欠本になっている。その部分は多くの皆さんもお使いになられたいという認識があるかと思っておりますので、例えば絶版本になっていないもの以外につきましては、できるだけきちとした姿を整えておきたいと思っております。図書館は、こういう言い方は大変失礼かもしれませんが、書店ではございませんので、情報を皆さんに御提供するソースをきちっとそろえておれば、そのソースの欠ける部分があれば、それを補てんするという対応で進めさせていただきます。図書館の方で、今議員が御指摘されたような御回答をさせていただいたとしたらそれは大変失礼なことでありましたので、図書館の職員にきちっと対応につきまして話をさせていただき所存でございますので、よろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

12番 木下四郎君。

12番（木下四郎君）

予算書の34ページ、町債について、臨時財政対策債、これについてちょっといろいろな書物読んでみますと、不交付団体が受けておらんという記述があるわけですが、この辺についてわかっているところだけ教えていただきたいと思います。

議長（鈴木元八君）

渡辺総務課長。

総務課長（渡辺義弘君）

臨時財政対策債についてであります。御嵩町の場合は、当然交付税の交付団体でありますので、その対象としてこの臨時財政対策債を借りるよう予算化をしておるところであります。

なお、これは交付税算出の段階におきます基準財政需要額の中に元利償還分を算入させまして交付税対象としておるところであります。今議員が言われますように、不交付団体等、東京都といいますか、大きい都市で交付税の不交付団体のところにつきましては、臨時財政対策債を有効に活用されていないというところもあるというふうには聞いておりますので、よろしくお願いをします。

議長（鈴木元八君）

そのほか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

12番 木下四郎君。

12番（木下四郎君）

税務課長さんにお伺いします。

新たに予測されるであろう課税という意味で、子ども手当等々含めて、これから扶養控除が廃止になるということは今の政権党は議論しておるわけですが、もしそういうのが廃止になったら、国民健康保険も、そしてまた保育園の入所も大変負担が多くなってくるわけですが、そういう懸念は今のところあまり心配することはないのか、あるのか、ちょっと教えていただきたい。

議長（鈴木元八君）

日比野税務課長。

税務課長（日比野 優君）

それでは、木下議員の質問にお答えさせていただきます。

国会で、3月2日に衆議院が通過をしまして、今、参議院の方で審議をいただいております。今のお話の扶養控除につきましては、まだはっきりしたことは申せませんが、一部縮小する分があるやに聞いております。そうしますと、所得がございまして、総所得からいわゆる引く分が少なくなるということで、所得金額が基本的にはふえるということで、簡単に申し上げますと税が上がってくるというふうになるかと思えます。

ただ、今、国保とか保育所というお話がございましたが、そこら辺は私の方のところではございませんので、それぞれ担当課の方でお答えをしていただくとおもいますが、数字的には税金がふえるというふうになるかと思えます。以上でございます。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

12番 木下四郎君。

12番（木下四郎君）

委員会が違うって、僕は民生文教常任委員会のことについてもちよっとお聞きしたいんですが、これは所管が違うと質問はいかんということなんですか。

議長（鈴木元八君）

ちょっと話させていただきます。

原則論は、前の議員同士の中の取り決めということでありましたので、先ほどこの席で申し上げたとおりですので、各担当外の委員会の質疑をしていただければと思います。来週にその委員会が行われますので、委員会で十分説明をしていただき、あとは委員長の答弁ということで採決に入るものでございますので、お願いします。

[挙手する者あり]

7番 岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

住民環境課長、お伺いをいたします。

予算書の66ページ、説明書の27ページに段ボールコンポスト6万円というのが計上されていますが、これはことし初めての新規事業だと思うんですけども、この段ボールコンポストについてどこかにこれを委託されるのか、どうやってこの段ボールコンポストの指導をされていくのか、そういったことがわかれば教えてください。

議長（鈴木元八君）

伊佐治住民環境課長。

住民環境課長（伊佐治徳保君）

それでは岡本議員の質問にお答えします。

可燃物のごみのうち、40%が生ごみで、そのうちの80%が水分と言われております。そんなことで、できるだけ可燃ごみを減らしたいという対策としまして、今年度、県の方の補助金を受けまして、町のまちづくり課と共同しまして、段ボールコンポストによる生ごみの減らす方法で町民に普及していきたいということで講習会を行いました。大変好評でありましたし、この方法は全国的にも行われている方法であります。

今後の進め方、また販売する考え方としましては、あゆみ館の方で販売をしていきたいと考えております。

また、今後の普及につきましては、今年度は町内のNPO、そういうところで講習、普及を進めてまいりましたが、今後はもっと幅広く進めるために、いろんな団体とも協議しながら講習会などをして、一般町民の方に広く広めたいと考えております。以上で終わります。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

両方にわたる問題だと思いますので、ちょっとお聞きしますけれども、予算がいろんな状況の中で総額がふえておる中で、今回、補助金が一律10%に近い減額がされておると。我々この中におりますからいろんな状況がわかるんですが、そのときの補助金がカットされた団体とカットされていない団体がありますね、中の予算表には。その辺の仕分けと、総予算は現実には額面上はふえているわけなんですけど、そういうふえている中でなぜ補助金だけをカットしなきゃいかんのかと、こういう問題が出てきますんで、ちょっとトータル的にその辺のお考えをお聞かせ願いたいなあとと思います。

議長（鈴木元八君）

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

安藤議員の質問にお答えします。

平成20年から21年の間に実行することとした第4次御嵩町行革大綱の中に、事務事業の見直しというのがありまして、その中で効率的な行政運営とかいろんなものがあるわけですけども、その一環としまして、今回補助団体の一律10%補助金の削減、それともう一つは各種委員の方も半日当というものを設けて、日当の見直しを行ったということで、原則としては一律10%ということなんですけど、あと復活折衝等で、それに合わない、これは力を入れてやっていかなければいけないというような団体につきましては、その原則論が外れたということで、その辺のところは、企画課としては財政の個々の話になりますので把握はしておらないわけですけども、そういった財政状況厳しい折、行革大綱の中で定めた内容について見直しを行ったということでもあります。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

それは各分科委員会の中で詳しい話はお聞きしようと思いますけれども、各事情によって復活折衝で復活したと、こういうふうに考えておけばいいわけなんです。例えば商工会だとか、この辺のところは一律で10%で落ちている。それから中には、そのまま昨年度と一緒になっていると、こんなようなことがありますけど、それぞれの委員会の中で討議するというところで結構です。

議長（鈴木元八君）

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

考え方としてはそういうふうでいいと私どもは思っております。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

いろいろありますので一遍に言います。それぞれに答えていただければいいですが、まず人事交流負担金、予算書38ページに250万という計上がございます。これは交流職員の人件費総額の差額を県に負担金として支払うという性格のものでありますが、町長にちょっとお聞きしたいと思いますが、私ども今、県の方からまちづくり参事を2年間というお約束の中で派遣をしていただいて尽力を賜っておるわけですが、ちょうど2年になると思うんですが、次年度からどうされるのか。この辺のところは議会の方へ報告は受けておりませんが、この250万の中に今後も継続していくというところで含まれておるかどうか、これは町長に答えていただければいいと思います。

それから、次に予算書76ページ、みたけの森まつり協賛補助金ということで、従来40万であったものが、今年度100万という計上がなされております。それと、多分回覧板で回ったかと思えますけれども、みたけの森まつりというのは5月のこどもの日を中心にしてやられるイベントであったと思うんですが、日にちがちょっと違っておったような回覧が回ったと思えますけれども、この辺について説明をしていただきたいと思えます。

それから、農林課の方で有害駆除についてちょっとお伺いしたいと思えますが、従来、植松議員がイノシシ議員と言われて、1頭についての報奨金という制度を設けるべきだということで頑張られた経緯がありますが、一昨年まではイノシシ1頭5,000円、小動物についてはたしか3,000円というようなことであつたかと思えますけれども、今回、主要施策の概要説明、予算書では70ページでありますけれども、1頭7,000円の100頭分、70万という計上がなされております。ヌートリア、小動物20頭で4,000円と。これ非常に町は財政豊かで、それだけ自主的に増額されてきたのかどうか。この辺のところとあわせて、実は今、みたけの森に4基ほど、おりがかかっております。これは多分、公園内に芝生等が相当荒らされたということでありませんが、昨年補正を認めた中で、ササユリの群生地を守るために電気さくを相当の費用をかけて張りました。今年度、電気さくをより有効に維持していくために、除草費等も含めて約55万ぐ

らの保守管理費も計上してある。そういう状況の中で、実はおりがその中に設置してある。それと歩道から極めて近いところに設置してある。4基設置してあるんですが、1基は、第3号機だと思うんですが、まるきり公園の中の、今立ち入り規制がしていない公園の中にテープを張って、そこにおりをかけておると。これストッパーも何もかけてない、そのままさわればすぽんと落ちる、そういう状況で実はかけられておる。これは78番とは別ですけども、あわせて答弁していただきたいと思いますが、その辺のところを両方あわせてできれば答弁を願いたいと思います。

それからもう1点、予算書71ページに、82万2,000円で農地・水・環境保全向上活動支援事業負担金というのがあります。これはどういうものであるかということですね。これをちょっと教えていただきたいと思いますが、以上です。

議長（鈴木元八君）

4件について答弁をお願いします。

まず最初に、人事交流関係につきまして、町長。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

谷口議員の御質問にお答えをいたします。

人事交流については県の方針も変わってまいりまして、今後は一方的に職員を派遣はしますが、交流という形はとっていかないと。今、御嵩町がとっている方法が最後であるということが一つ決定をしております。御嵩町の方から職員を1人、交換で派遣しているわけでありませけれど、若手ですので給料の差が出てくるということで負担金が生じてくる。

御嵩町が堀参事に来ていただくときに、同時に交換として出せばよかったんですけど、1年おくれて交流という形にしましたので、実質は22年度でその職員は2年目ということになります。今回、県にも御無理を言いまして、ちょうど低炭素であるとか宿場町の活性化、名鉄の利用促進、すべて含めて今まで、いわゆるソフト面で計画をし、実行してきたわけでありませけれど、実際今駅前を見ていただいても形としてあらわれてきたと。実は、つくるまではお金さえあればできるんですけども、少なくとも今後の運営ということを考えますと、当然、参事にもそのあたり知恵を絞ってもらわなきゃいけないということで、昨年12月末ぐらいまでには返事を欲しいということで、彼の県職員としてのキャリアもありますので、意思が一番大切だろうと思ひまして、私的に相談する方、公的に相談する方もあるであろうから、12月の初めに1ヵ月間かけて結論を出してくれということで、残るということを返事として言ってくれましたので、あと1年、通常ですと2年ということでありませけれど、あと1年延ばし、参事に関しては3年間ということで県の方と話し合いをした上で決定させていただいたということ

になります。

もう一つ、二つ目のみたけの森について少し触れておきたいと思います。

5月3日が通常のみたけの森まつりであります。これは最初からその日で決まっておりますので、もう20年以上たったのかなあとは思いますが、その日を守って定着をしているということでもあります。ただ、ことしは県の方で初めて海なし県で、滋賀県は同じような状況でありますけど、琵琶湖というのがありますけれど、海なし県で初めて海の入り口だということで、豊かな海づくりというイベントをおやりになるということで、全市町村に協力を呼びかけておみえになるという状況であります。ただ、県の財政も厳しいものですから、それについての費用というのはほとんど見てはいただけないんですけど、少なくとも単独でみたけの森と豊かな海づくりと、そして時期的にいうとちょうどササユリの満開の時期になるのではないのかなあと思えますけど、豊かな海づくりの日に6月に合わせてやることで、ほぼ三つのイベントを同時にやるという考え方で進めてきたものであります。私が指示を出しまして、役場内の若手職員に議員さんに説明できるような予算も考えて、一度自分たちで何がやれるのかを検討してみろということで、かなりきちっとした説明ができるような資料をつくりつつ、一つは人に参加してもらおうということ、そして後にそれが無駄にならないということで、若手職員が今考え、その内容を熟成させているというのが現状でありますので、ぜひ理解をいただきたいと思えます。以上であります。

議長（鈴木元八君）

奥村まちづくり課長。

まちづくり課長（奥村 悟君）

それでは谷口議員の質問にお答えいたします。

大筋は町長の方から答弁いただきましたけれども、みたけの森まつりということで5月3日、昨年まで第26回ということで開催を重ねてきましたけれども、今年度につきましては町長申しましたように、豊かな海づくり大会のサテライトということで、6月13日に新たに「みたけの森ササユリまつり」と名称を少し変えまして開催をいたしたいと思えます。金額の方も100万計上しておりますけれども、ことしにつきましては新聞報道で御承知のとおり、ギネスに挑戦ということで竹を使った流しそうめん、こういったものも予定をいたしております。といったことで、ササユリの開花が5月の末から6月の中旬ということになりますので、そういった時期に重ねますと来訪者も大変多いかなあと思えます。よろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

続きまして、有害駆除、みたけの森のおりの管理、農地環境の保全等につきましては、安藤農林課長。

農林課長（安藤信治君）

谷口議員の御質問にお答えしたいと思います。

有害鳥獣駆除、大変我々も苦慮しておるわけですが、昨年、ちょっと新しい試みで有害鳥獣駆除のシステムを変えました。この詳細は省略させていただきますが、その中で大変実績が上がって、イノシシが111頭ですか、それと小動物が二十数頭捕獲できました。これは例年にない成果が上がったと自負しております。

その中で、ことし、お礼なんです、1頭7,000円というふうで、財政厳しき折、どうして上げたんかという御質問なんです、去年1年間、駆除隊の方といろいろお話をしまして、実は負担金という予算が昨年までは組んでありました。その負担金の趣旨というのが、準備とかおりに入れるえさですか、そういったものを準備するというふうに我々は認識していたんですが、よくお聞きしましたら、えさとかそういった費用はほとんど要らないと、お金はかからないということでしたので、ほとんど手弁当で皆さん一生懸命やっていたんですけど、そういったお金は必要ないと。要するに今までの経緯から言いますと、実質有害鳥獣捕獲というのをやってもやらなくても交付をしておったわけですけど、もうそういったことは必要ないんじゃないかという御提案がありまして、実はその部分をカットした予算になっています。それに伴いまして、もうちょっと1頭単価をちょっと上げていただければ大変ありがたいということでしたので、こういった状況になっております。有害鳥獣駆除も、お聞きになっておるんですが、いろいろトラブルとかそういった問題もございまして、去年のそういった経緯を踏まえまして、こういった予算組みになっております。

第2点ですけど、みたけの森のおりの関係なんです、それにつきましては、みたけの森に最近行かれた方はわかると思うんですが、芝生広場がかなり荒れております。我々手で起こしても、そんなきれいに起こせるかというぐらいきれいにイノシシが掘り起こしてくれております。それと、昨年御理解いただいて、ササユリの群生地を囲います電気牧さくと言うんですが、電気さくと言いますが、そういったものを約100万円ほどかけて設置させていただきました。そのおかげで群生地の中にイノシシが侵入するような形跡は今のところ見当たりませんので、それなりの成果が上がったと思います。ただ、先ほど申しました芝生については、電気牧さくが囲うことができないんですね。そうすると、一般の来園者の方がさくの中に入れないということになりますので、はっきり言ってどういった策がいいのか苦慮しておった中で、結果的におりを4基、この間、有害鳥獣駆除という名目でかけさせていただきました。確かに場所的に景観とか来園者の視界から見ると、あまり格好のいいものではありませんけど、今のところあの策しかございませんので、何とか1頭でも2頭でもとれば被害が少なくなるというふうに考えております。景観とかそういったことを申しますとなかなか策がございませんので、苦肉

の策ということで、当分みたけの森の方にああいった目ざわりなといいますか、そういったものがあることを御認識いただいて御承認いただきたいと思います。以上です。

議長（鈴木元八君）

もう1件あります、農業関係。

農林課長（安藤信治君）

この71ページの農地・水・環境保全向上活動支援事業負担金でよろしかったですかね。すみません、どうも落としまして。

この補助金につきましては、県と国と町が3者で資金を出し合って、説明資料にもごさいますように4カ所、津橋、美佐野、顔戸、比衣ということで、いろんな水路のしゅんせつとか草刈りとか、地域一体となって、面積をある程度固めましてやっておるんですけど、そういった補助金になっております。多少国の方から減額するという話も出ておりますが、一応町の4分の1の部分の補助するという事業になっております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

まず農地・水・環境保全向上活動支援事業、これ実態があんまりないんです。通常水路管理であるとか、町道、水路敷含めて管理をしていくというのは、ほとんどがそれに隣接している土地所有者がやっておっていただけるという部分、特に一時期問題になったかと思いますが、東海環状の用地買収、それから開発計画等の中で会議費等ということからこういうものが発生してきたという経緯は若干以前聞いたことはありますが、その辺のいわゆる継続性というものについて、それともし課長がおっしゃいますように、その地域の水利保全であるとか、そういうものを含めてその地域で担当していただくために会議をやったり、必要な費用の捻出のためにこういう事業支援をしておるんだということであるなら、この4地区以外にでも、例えば私、今、木下の水利組合の組合長やっておりますけれども、やはり相当広いエリアを、木下頭首工の関係、それからみたけの森のため池二つありますけれども、奥田川水系、こういうものを全部私ども管理しておりますけれども、こういう支援というもの一切受けていないと。ですから、今後、これはこれで既得権がございますので、そういうもの一遍よく精査されて、今後全体的に農地を守り、水環境を整備していくという町に基本的指針があるとするならば、その辺のエリア等もさらに拡大検討していただければありがたいと。これは委員会でよく協議をしていただきたいと思います。

それから有害駆除ですが、おりに設置してある有害駆除の標識、第138号、町長名で出てお

りますが、あれは有害駆除、3月3日から31日まで特別に行いますと。あれ保護区域内、公園内ということで、しかし被害がかなり強度に出ておるということから緊急に製作されたものだと思いますけれども、本来はああいう箱穴というのはおりの所有者を明記しなきゃならない。それからそこに従事する人間の狩猟番号、それから連絡先、これはすべて御嵩町になっておって、従事者には10月まで、この21年度の捕獲隊長である鳥居さんの名前がたしか記載してあったと思いますけれども、いわゆる中濃振興局の方へ届け出た有害駆除番号でいいかどうか、この辺ちょっとわからないものですから教えていただきたいということと、それから当然、捕獲隊を編成する場合の隊長以下従事者については狩猟等の許可証が必要でありますので、その辺の登録番号、これ全部町の方で掌握しておみえになると思いますので、その辺のところをおりにきちっと明記すると。

それから一つ、実は猟友会のおりが使われております。これは猟友会が平成17年度にゴルフ場等から、いわゆる開発当時、猟場を失うということとあわせて有害駆除という両方の側面から、一応協力という形でいただいたお金でつくったおりだと。これ作成者も、当時作成された領収書も全部残っておりますけれども、明らかにそのおりが使われておる。これは猟友会の許可を得ていない、そういう状況が実はあります。その辺をきちっと現場の検証をやっておいていただきたい。

それから、あわせてもう一つお願いしたいのは、私ども各ゴルフ場へ回ってきました。そのときに、レイクグリーン支配人から私どものゴルフ場に、これはレイクに限らず、花トピア、各ゴルフ場全部ですけれども、イノシシ被害がかなり出ておると。有害駆除を町の方をお願いに行ったところが、ゴルフ場については有害駆除の対象にならんということで門前払いを食らったと、こういう話を聞いてまいりました。それが事実であるかどうか、その辺のところも、もしわかれば教えていただきたい。

議長（鈴木元八君）

谷口議員にお聞きしますが、予算以外のことが時間かかるように思いますが、この点について今議会中に話をしていただくのか、それともきょう全部お聞きになるのか。

〔挙手する者あり〕

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

19日、最終日まで結構です。それでそのときに委員会付託がございますので、78万についての協議の中で町の有害駆除の目的はどこにあるのかと。数だけとればいいのか、その辺をきちっと議会に委員会を通じて出していただくと。19日の最終の審議のときに確認をさせていただいて対応したいと、そう思います。

議長（鈴木元八君）

はい、わかりました。

この問題につきましては、総務建設産業常任委員会において谷口議員の要望ということで、委員会で審議をしていただき、その結果を発表していただくと、こういうことにしたいと思えますので、よろしくお願いします。

安藤農林課長。

農林課長（安藤信治君）

最後に谷口議員が、とればいいのかということをおっしゃったんですけど、我々は一応御嵩町長が許可者になって、団体捕獲者というんですかね、申請をとってやっていますので、あくまでも法律違反にならないような格好で、それも目的でやっていますので、その辺だけよろしく御理解いただきたいと思います。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

はい、それでは、5番 植松康祐君。

5番（植松康祐君）

最終日に返事をということですが、谷口議員に関連して二つだけ言っておきますので、お願いしたいと思います。といいますのは、私は関連委員会ではありませんので要望をしておきませんが、今谷口議員からみたけの森におりを置いた。一匹でもイノシシがとればいいのか、そういうつもりでおるようですね、1人入ったらどうするんですか。いつあけていつ閉めるんですか。あけっ放しにしておいたら、遊びに来た子供やなんかさがさったら入ってしまいます。だから、そういう安全管理もしないと何にもならない。それが一つ。

それから、先ほども話がありました5ヵ所のゴルフ場を回りました。12月28日に回ってきましたが、そのときにどのゴルフ場からも町の担当者からだめだと言われた、おまえたちは営業でやっているんだから有害駆除は自分たちでやれと、こういう指示が出たけれども何とかならないか。じゃあ猟友会で努力してやりましょうという話をしてきましたが、そこら辺が今新たな話の中では、猟友会ともう一つあってごたごたしているという話がありますが、そこら辺を真っすぐに通す、それがやはり執行部、行政のやることだと思いますので、最終日までに結論を出すことを要望して終わります。以上。

議長（鈴木元八君）

今、お2人の話がありましたので、その件につきましては、先ほど課長が言いましたように、法律を遵守しながら町は行方という姿勢を持っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。と、総務委員会にお願いしたい。

それから、続きまして佐谷時繁君。

9 番（佐谷時繁君）

副町長にできればお答えを願いたいんですが、平成22年の歳入歳出附属書類の中で、実質公債費比率の推移に関する調査票というのをいただいています、この中でずうっと見させていただくと、例えば借金は御嵩町民1人頭22万7,000円というふうなことを本会議で聞かせていただきました、委員会でしたかね。それからこれ多分、平成16年度がピークだと思いますが、26万何がしかだと思います。それが少し減ってきているということではありますが、それから他の指標を見ても、例えば財政力指数を見ましても年々年々よくなって、限りなくというか1に近づいているという状況なんです、ところが、今一番問題視されています実質公債費比率というのがありますが、これが平成17年度が10.4で、これは平成22年度の見込みですが、17.1ということになっているんですね。今、非常に国の方も実質公債費比率というのを重要視した指数としてチェックをしているというふうにも私も理解をしております、岐阜県の財政もイエローカードからレッドカードだというようなことなんで、この辺ちょっと教えていただきたい。くどいようですが、財政力指数が改善していて、それから他の指数も決して悪くないという感じを受けているんですが、一番問題の実質公債費比率がどんと上がっているということについて、どのような御見解をお持ちなのか、竹内副町長にお願いをしたいと思います。

議長（鈴木元八君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

佐谷議員の御質問に、私の見解となるかもしれませんが、わかる範囲でお答えさせていただきます。

財政力指数につきましては、資料つづりの11ページにもありますように、年々上がってきておりまして、21年度の見込みで0.70ということで、岐阜県では町村の中でも高い方になってきておるわけですけれども、これは御嵩町に限らず全体的にどこの市町村も上がってきております。

その実態につきましては、例えば税源移譲されて、国税が地方税に一部なったということで、当然町の自主財源もふえてきておるという関係から、そういうのも要因の一つとして財政力指数が上がる原因になってきております。

それから公債費比率につきましては、起債の償還額が、多少御嵩町は減ってきてはおるんですけれども、基準財政需要額とか標準財政規模の関係が大いにかかわってきておりますので、今のこういった景気の中で、基準財政規模というのもそんなに伸びてはおらないという関係もございまして、実質公債費比率につきましても、御嵩町に限らず、どこの市町村もふえてきて

おるといふ状況がうかがえると思います。以上です。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

9番 佐谷時繁君。

9番（佐谷時繁君）

なかなか僕はきちっとした答弁はどちらさんにしてもやりにくいと思いますが、ひとつあの感想で結構ですからお聞かせ願いたいのは、御嵩町の財政全体が副町長の目で見られて健全なのか、まあまあなのか、ちょっとしんどいなあということなのか、抽象的で申しわけないんですが、もしその辺の感じがありましたらお答えを願えればありがたいですが。

議長（鈴木元八君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

以前、財政を担当しておりまして、裕福ではないけれども健全な運営はしておるといふふうに思っています。それと、こういった経済情勢になってきますと、歳入というのが少なくなり、地方交付税についても他の市町村と比べると御嵩町はなぜか少ないというところですね。

ただし、経常経費についてはそんなに下がってきておりませんので、どうしても普通建設事業費という方へしわ寄せが行ってしまいます。ずっと過去の経緯を調べていただければわかりますけれども、建設課なんかの土木の道路工事費等も以前と比べると半減以下になってきておりますので、やはり財政の硬直化ということは否めないと思っておりますので、いかに経常経費を減らして、普通建設事業の方へ回せる金をつくるかということがこれからの問題になってくると感じております。以上です。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑。

[挙手する者あり]

6番 大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

担当の方はどなたというのはちょっとあれですけど、いろいろにわたりますけれども、名鉄御嵩駅利用者の駐車場・駐輪場の整備ということに関しましてちょっとお聞きしたいんですが、現在、使われてみえます名鉄を利用される方が駐車場ということで、無料で使っておりますけれども、そういう方がおる中でこの整備をする場合、どのような形で整備の工事に入られるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（鈴木元八君）

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

駅前の埋め立てをして砂利が敷いてあるところにつきまして、工事は建設課が行います。ただ、名鉄利用という視点からの話を一言させていただきますと、埋め立てをしましてPRしたおかげで、だんだん利用者がふえております。通常の駐車場がわりの人は少ないというふうに私どもは考えております。なぜかという、夜はとめている車がないということで、やはり名鉄の利用促進を図る上でそこへのアクセス、今この駐車場のほかにシャトルバスもやっておりますし、そういったことで駅へのアクセスということが利用者をふやす上で非常に大きなポイントになると思っておりますので、今後、工事はことし22年度、もう少し砂利じゃなくて雨でも泥がつかないような形で舗装するというので、今、さんさん広場もやっていくと、その一体的な中であそこの整備をしていく。その中で、アクセスをよくして利用者をふやしたいと、そのように思っております。

ただ、これはこの予算の中にもありますけれども、隣接して民設の駐車場がありまして、そこに補償という形で数台分の駐車料金を町がお支払いをしておるということで、この辺もどこまでということがあって、民業圧迫といいますか、そのこともありますので、一つにはそういう観点も考えながら利用者増を図っていきたいと思っております。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

6番 大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

すみません、今私が質問したこととちょっと答弁が合っていないように思うんですけど、駐車場を整備するときに今利用していらっしゃる方はどこにとめたらいいかということを知りたいわけでございます。お願いします。

議長（鈴木元八君）

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

今の話の中で、全部補足できるかどうかわかりませんが、隣接する民営の駐車場が、PRもしていただかなかったのかもしれませんが、御嵩町で借り上げた分が余っております、そこは使えるということですけど、それ以上に南の駐車場はスペースがありますので、その辺は今後、工事期間をどうするか考えていきたいと思っております。まだ、不確定な部分があるので申しわけないんですけど、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

6番 大沢まり子君。

6番（大沢まり子君）

無料とはいえ、名鉄を利用していらっしゃる方がとめていらっしゃると思いますので、支障のないような方法でやっていただきたいと思います。

それと、今、当然利用者の方のための駐車場ということになっておりますけれども、駅前のこの3施設がオープンしますと、名鉄利用者だけじゃなくて、一般の方、バイパスもできれば車で来られる方がふえると思うんですね、駅前の施設を利用される方で。わいわい館ですか、その裏には駐車場はあるようですけども、そうじゃなくて、やはりたくさん人が見えた場合に、あいていればとめられると思います。とめていいのか、名鉄の利用者の方だけをとめるようにこれから変えていくのか。現在利用したいという方はどうしたらいいですかとお尋ねしたところ、あいていればとめてくださいというような言い方されましたので、今というのは朝から晩までが仕事という人ばかりではないので、あそこを利用される方がとめられたら、今度は名鉄を利用される方がとめるところがないと、電車に乗らなければいけないのに、行ったらとめるところがないということになってしまうといけないので、そういうことに関しては考えてみえますか。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

周知徹底の問題かなと思っています。22年度にこれを実施するという事にしましたのは、まだ底地は開発公社が持っているんですね。あゆみ館と同じようなパターンなんですけれど、開発公社が持っている以上は、買い戻しをかけてやらなきゃいけない。うちうちのお金のやりとりみたいな形になってしまうんですけど、本来、そうした財産の取得に関しては、助成制度という補助制度はないんです。今回は、いわゆる地域活性化の交付金というもので、底地も工事費も含めて全体の55%の補助があると。大変ありがたい補助ですので、ぜひそれを使いたいということで、22年度に買い戻しをかけた上で整備をします。あとは、今の利用者の方々に、いつからいつまでこの駐車場をあけていただきたい。ついては、台数は見てくればわかると思いますから、その配分の方を、各者に、あなたはここにとめていただけませんかということ周知していくことが我々の仕事かなと思っていますので、その辺配慮しながら、工期もなるべく短期間にして早く仕上げていきたい。着工のときには、車はあっても大丈夫なような状況も、とめていただくところを真ん中辺にさせていただければそういう状況だってできると思いますので、

完全に使えなくなるのがいつからいつまでかということをしつかりとお示した上で、代替となる駐車場の案内もしたいというふうに思っております。

議長（鈴木元八君）

はい、そのほか。

[挙手する者あり]

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

政策的なことだから総務委員会で聞けばいいのかもわかりませんが、款で教育費のことでするので、ちょっと今ここでお聞きしたいと思います。

先ほど鍵谷企画課長が、補助金に関しては行革の大綱の一環として10%カットというようなことをお話しされていましたが、教育費の方で、一昨年に10%カットしたからそうかもわかりませんが、町スポーツ少年団育成補助金、町体育協会補助金、可児郡体育協会負担金等、そういった減額されていない聖域が設けられているわけですが、このあたりはいかがなんでしょうか。

議長（鈴木元八君）

若尾生涯学習課長。

生涯学習課長（若尾要司君）

お答えさせていただきます。

正直申しまして、全体で10%をカットというふうに私どもも全体の流れでつかんでおりました。その中で今御指摘がございましたように、例えば体育協会、スポーツ少年団につきましては減額になっておりません。これは直近に近い3年ないし4年という言いの方が正しいかもしれませんが、その間で減額を既にしておりまして、そちらの部分、それからそれぞれの活動が活発に行われているところも踏まえての判断であったのではないのかなあというふうには考えておりますが、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

そういう御答弁ですと、公民館活動も活発にやられていると思うんですが、そのあたりの見解はいかがですか。

議長（鈴木元八君）

若尾生涯学習課長。

生涯学習課長（若尾要司君）

本当におっしゃるとおり、大変つらいところでございます。

政策的な部分でお答えいただかならんところがあるかと思いますが、活動としては大変活発にやっけていただけております。公民館も本当に地域の方々に支えていただきながら、公民館協力費もいただきながらということでございます。その中で、活動の内容を一度見直していただきつつ、自分たちの知恵を絞っていただきつつ、自主独立をした動きにしていただきたい。その中で補助金の10%カットという全体の動きがあった中で、全体額でいきますと大変大きな額を持っておりますところで10%カットして、痛み分けをしていただけんかというふうに解釈させていただきたいと思ひますし、もっと政策的な部分でしたら町長が答弁する以外ないと思ひますんで、申しわけございません。よろしくお願ひいたします。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

補助金に関しましては聖域なしで、まずはすべて10%カットというところから始めました。12月定例会のときだったと思ひますけど、出と入りの差がまだ5億あるというお話の中で、どうやって事業を削っていくのか、残していくのかということを経査していくというのがここ2ヵ月ぐらいの仕事であったわけですが、基本的に、財政の方は数字だけを追ひます。ただ、復活させるという意味では、担当者のある意味では交渉能力の部分もあると。どういふふうに評価するか、全部大切な組織であると思ひますので、少なくとも担当者レベルでの話の中でこれを絶対復活させてほしいという熱意と情熱を持つのか、財政担当者の方がぽんと言ったらそれで引き下がってしまうのかという部分のいわゆる攻防みたいなものがあります。最後の最後のところで、最後の復活折衝は町長室で行ひますけれど、その段階で復活させたものもありますので、そうした経緯、経過があった上での補助金のカットをさせていただいた部分が今回の予算に反映されて、そのままの状態の補助金については交渉能力が高かったというふうに解釈していただければよろしいかなと。当然、正当性とか価値とかいろんなもの、やってみる方々にしてみれば、スポーツ少年団云々よりこちらの方が大切じゃないかと、そういう価値観はありますけれど、あくまでも客観的に判断させていただいたという解釈をしていただけたらありがたいです。以上です。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

はい、10番 梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

今の町長の答弁を聞いておりますと、本当に若尾君は頑張った、力を発揮したということですが、しかし、もちろん担当課の説得力があったということはあると思うんですが、やはり一部に聖域を設けますと、町長がさっきおっしゃったように、スポーツ少年団が大事で片方は大事じゃないのかというような議論が当然出てくると思うんですね、町民の中で。やっぱりこういう行革の一環としてやられるということに対しては、あまり聖域を設けない方がかえって町民に説明しやすいのかなあと思います。これは別に答えは要りませんので、そういうふうに思ったから申し上げておきます。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第5号につきましては、総務建設産業常任委員会に付託をしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は総務建設産業常任委員会に付託することに決定しました。

なお、議案第5号につきましては総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては民生文教常任委員会で審査をしていただき、その審査結果を総務建設産業常任委員会委員長に報告をしていただきますようお願いいたします。

暫時休憩をいたします。午後1時の再開といたしますので、よろしく申し上げます。

午前11時54分 休憩

午後1時01分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議長（鈴木元八君）

議案第6号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 伊崎公介君。

1 番（伊崎公介君）

一つお尋ねしますが、国民健康保険会計、どこの市町村でも苦慮しているところで、担当の方は御苦勞をかけていると思いますが、ここのところで一つお伺いしたいのは、予算書129ページの前期高齢者交付金ですけれども、節のところでは過年度分として3億4,700万何がしが計上されていて、一般会計の減債基金の方へ返済する分で2億2,138万4,000円ということで、そのうちこの分は一般会計に戻されるということで、残りが1億2,500万円ほどあるんですが、そうすると医療費の値上げ等で歳出の方は妥当な線が出ていると思います。そうすると、この1億2,500万円というのは、今年度限りで余分に入ってくる歳入だと思われそうですが、国民健康保険特別会計の、ことし余分に入ってきたきちの予算が組まれているところから、来年度以降がちょっと心配されるんですが、そのことについてちょっとお答え願いたいんですが。

議長（鈴木元八君）

埜藤保険長寿課長。

保険長寿課長（埜藤 幸君）

ただいまの伊崎議員の質問にお答えしたいと思います。

前期高齢者交付金の20年度分、過年度分ではありますが、これは20年度には3億円近くの予算が組んであったわけですが、これ20年度から交付が始まった交付金でありまして、ちょっと申請誤りがありまして、当時2,000万ほどしか入ってこなかったという結果に終わりましたので、そのときは会計上、一般会計から2億2,100万ほど借入れをして運営をしておったわけですが、20年度分の精算金として22年度に3億4,700万円が入ってきますが、実は単純に3億4,700万ではありませんで、20年度にもさかのぼりますが、20年度は前期高齢者交付金が少なかったことによりまして、国の他の交付金が約1億400万ほど余分に入ってきておりました。それは前期高齢者交付金がなかったことによって、計算上1億400万ほど余分に入ってきたわけですが、今回もこの過年度分の前期高齢者交付金が入ることによりまして、国の方からの補助金も20年度にもらえた1億円ぐらいが差し引きされて減額されておりますので、計算上とんとんになるかなと思っておりますが、これを20年度に税制改正をしまして税率を上げておりますが、22年度は何とか基金から2,655万2,000円ほど繰り入れておりますが、そうしますと、あと基金残高が1,600万ほどしかなくなってくるので、22年度は何とか予算上はいけたにしましても、今後医療費が伸びてくるようなことがあれば、23年、24年がちょっと決算上難しくなるかなとは想定されますので、今のところはそれぐらいしかお答えはできないですが、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

1 番 伊崎公介君。

1 番（伊崎公介君）

ありがとうございます。

本当は、国の方の方針もはっきりと決まってこない。また、どうも後期高齢者の方も国民健康保険の方で賄わなきゃならんということからなかなか難しいところがあると思いますが、やっぱり一番收入的に最下層の人たちが加入している保険ですので、何とか保険料の値上げとか、そういうことのないようにお願いしたいと思う次第です。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

2 番 安藤博通君。

2 番（安藤博通君）

予算説明書の70ページ、本来はさっき聞いておかないけなかったかもしれませんが、ちょっと教えてください。

款の02保険給付費、一般保険者の給付費の中で、財源裏づけの中で、その他の項目で5億4,032万9,000円ありますが、具体的にはその他というのは、ちょっと額が大きいですから、どこからのものでしょうかね。

議長（鈴木元八君）

埜藤保険長寿課長。

保険長寿課長（埜藤 幸君）

ちょっとお待ちください。

議長（鈴木元八君）

質問者、もう一度。

2 番（安藤博通君）

予算説明書の附属資料の70ページの一番下のところの保険給付費の下から2段目ですね。134ページというふうに書いてありますが、この負担先のものですが、例えば一般財源とか国庫支出金とかいろいろ書いてありますが、その他の分野で負担先が書いてありますけれども、ちょっと額が大きいですから、中身というんですか、どこが負担先になるかということだけちょっと教えていただきたいなという質問です。

保険長寿課長（埜藤 幸君）

安藤議員の質問にお答えしたいと思います。

これは、ここに書いてあります今年度の予算額10億3,011万6,000円に対しまして、それぞれ国庫支出金が2億2,000万、それから県支出金が4,500万、それからあとは過年度分の精算等によりますお金とか、基金の繰り入れとか、町の繰り入れ等であります。

議長（鈴木元八君）

安藤議員、よろしいですか。

[挙手する者あり]

2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

結構でございます。

議長（鈴木元八君）

そうしましたら、後ほどほかに質問が出るかもわかりませんので、委員会までには十分周知をし、調べておくようお願いをいたします。

ほかに質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第6号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議案第6号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（鈴木元八君）

議案第7号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第7号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第7号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議案第7号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（鈴木元八君）

議案第8号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第8号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第8号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第8号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（鈴木元八君）

議案第9号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで議案第9号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第9号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第9号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（鈴木元八君）

議案第10号 平成22年度御嵩町下水道特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

12番 木下四郎君。

12番（木下四郎君）

下水道の供用はどれぐらいの見通しを持っておられるか、ちょっと御説明をいただきたいと思えます。

議長（鈴木元八君）

松岡上下水道課長。

上下水道課長（松岡学一君）

それでは、木下議員の御質問にお答え申し上げます。

当初の町長の施政方針の中の9ページにも明記してございますように、平成20年度末で面積的な整備率としましては52.5%、各戸別に申し上げますと3,270世帯が今御利用いただいております。これが20年度末でございます。それ以後、最新の数字といたしましては、まだ確定していない途中でございますが、2月の末の数字といたしましては、利用していただいている方が3,416軒ございます。ただいま整備がほぼ完了いたしますが、木下議員の近くの上恵土地区の面整備と、それから21号バイパス付近をやっておりますが、この整備が終わりますと、予定といたしましては両方で恐らく50軒ぐらいはあるんじゃないかと思っております。これは4月からの供用になりますが、その分を足していきますと、トータルで3,460程度が今後つながってくるというふうに考えております。以上でございます。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで議案第10号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第10号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第10号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（鈴木元八君）

議案第11号 平成22年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第11号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第11号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議案第11号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（鈴木元八君）

議案第18号 御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第18号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第18号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議案第18号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（鈴木元八君）

議案第19号 御嶽宿さんさん広場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

条例設定ということではありますが、あそこを整備された地盤、それから周回道路ですね。あれは公安委員会の認定道路に変更されておるかということと、あわせてあそこに昔の赤道があると思うんですが、その辺の基盤整備修正等ができておるかどうか、それを委員会の方で確認だけしておいてください。

議長（鈴木元八君）

奥村まちづくり課長。

まちづくり課長（奥村 悟君）

ただいまの谷口議員の御質問にお答えいたします。

御嵩駅前のロータリーの整備でございますが、さんさん広場として整備を進めております。基本的にはロータリーの中の部分だけの整備にとどめておりまして、外周についてはまだに町道認定ということで、タクシーだとかシャトルバスも通行しておりますので、外周には一応さわっておりませんので、ロータリーの中の部分で計画して進めておるという状況でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（鈴木元八君）

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

赤道の関係は一部敷地内にかかっておるかと思うんですが、その辺も確認だけしておいてください。以上です。

議長（鈴木元八君）

奥村まちづくり課長。

まちづくり課長（奥村 悟君）

その件につきまして再度確認をいたしますので、よろしく申し上げます。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第19号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第19号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第19号は総務建設産業常任委員会に審査を付託すること

に決定しました。

議長（鈴木元八君）

議案第21号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

10番 梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

お聞きするところによりますと、健康館の指導員といますか、土岐の事業者と契約されたらしいのですが、契約年数といますか、契約期間をお知らせください。

議長（鈴木元八君）

埜藤保険長寿課長。

保険長寿課長（埜藤 幸君）

梅原議員の質問にお答えいたします。

土岐の業者さんに、ちょっとそういう同じ機種のものを取り扱って、土岐から介護予防等を受けてやっておられますので、研修等見させていただきまして、見積もり等はちょうどいたしまして予算計上しております。契約は、新年度ですので4月以降に契約をしたいと思っております。以上であります。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

10番 梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

当然、会計報告を通ってからの話ですが、今予定されている契約年数をお聞かせください。

議長（鈴木元八君）

埜藤保険長寿課長。

保険長寿課長（埜藤 幸君）

契約年数は1年を予定しております。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第21号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第21号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第21号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議案の審議及び採決

議長（鈴木元八君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第12号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 伊崎公介君。

1番（伊崎公介君）

補正予算書の31ページの衛生費、委託料のところの緑の分権改革事業関連調査・策定業務委託料の1,200万についてちょっとお伺いしますが、これは緑の分権改革ということなんですが、私たち総務建設産業常任委員会で説明を受けたときには、地域のクリーンエネルギー資源の賦存量と、それから実用可能の調査を行うという御説明だったんですが、これは総務省、原口総務大臣の肝いりでこの分権改革を提唱されたことだと思うんですが、この構想の中に、地域のクリーンエネルギーの賦存量、あるいは実用可能量の調査を行って、どの程度のクリーンエネルギーが得られるかということがあるということなんですけれども、ここのところはそれよりもむしろ地域の自然環境、土地を含めたものだと思うんですが、農業、あるいは森林、あるいは歴史遺産等、そういうものを活用して地域の自給率を高めると。産業力を高めて地域主権の社会を目指すという構想だと思うんですが、その第1弾として、今回のクリーンエネルギー資源の調査というのが先行実施されると思うんですが、これについて、かなり遠大な計画で、御嵩町としてこの問題にこれからどのようにかかわっていくのかということが重要で、今回の説明にあったクリーンエネルギーの賦存量とか実用可能量の調査というのは最初の最初の問題だと思うんですが、今言いましたように、御嵩町としてこれからこの緑の分権改革にどのようにかかわっていくのか、ちょっとそこを御説明願いたいと思っております。

議長（鈴木元八君）

堀まちづくり参事。

まちづくり担当参事（堀 智考君）

伊崎議員の質問について、私の方からお答えさせていただきます。

今年度の3月補正で計上させていただいております緑の分権改革事業につきましては、先ほど議員おっしゃられたとおりで、まずはクリーンエネルギーの部分の賦存量調査ということで、今年度は岐阜県が受託された場合に、それを再委託という形で御嵩町が受けるという形を想定しております。この緑の分権改革自体は、議員おっしゃるとおり、単純にクリーンエネルギーだけではなくて、食料とかさまざまな地域の資源の状況をできるだけ自給率を高めていこうという政策でございまして、今回は特にクリーンエネルギーに特化しているということもございまして、御嵩町としても低炭素のまちづくりを進めておりますということもありまして、岐阜県の紹介があったときに先に手を挙げさせていただきまして、県内でも町長が答弁させていただいていますように6地区のモデルということで、その1地区に選ばれて採択を目指しているという状況でございます。

今後、来年度以降は、この緑の分権改革推進事業、それ以外の分野、クリーンエネルギーの分野にも積極的に手を挙げていくということも検討も含めまして、事業スキーム自体はまだ総務省から出ておりませんが、それを受けた場合につきましても積極的に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

今の緑の分権について、ちょっと追加質問しますけれども、これは対象が政令指定都市だとか県だとか、要するに財政力のあるところで、今後どういうふうに展開していくかということが一番主眼だろうと思います。その中には、これから出てくるであろうスマートグリッドだとか、要するに電気自動車だとかそういうものを一つの電気のかわりにするというような構想を含めてやられていくんじゃないかなというふうに思っております。

単純に、この前の説明ですと、メッシュ状に太陽光をはかってどうのこうのということが第1段階で出ておりましたんですが、そういうことは一つの、先ほども伊崎さんが聞いておりましたように手始めかもしれませんけれども、この問題というのは、今後の事業展開、地域、要するにここでも言っていますが、エネルギーの地産地消をしなさいと。そういう方向へ持っていくということを一つの主眼としてこの問題を掲げてきているということになれば、やはり御

嵩町としても、将来図のどういうものを目指していくのかということをごここに明記しておかないと、単純に1,300万のお金を使って事業を行って調査しましたよ、はい、終わりですよというのは、国がやろうとしている趣旨とはかなり違ったものになってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりのこれからの事業計画、先ほどもさらさらとおっしゃったんですが、もう一度具体的にこういう構想、こういうことはということをやっていないと、低炭素のときの計画書と一緒に、なかなか手を挙げたが、後々の費用の問題、なぜならば、先ほども言いましたように、財政力のあるところでやりなさいよというような、そういうところを対象にしますよというようなことを国が言っているということは、それなりの調査した結果、事業展開というものは当然ついて回るということになりますので、その辺のところをきっちり確立してからの調査じゃないかなと思いますが、その辺のところはいかがお考えでしょうか。

議長（鈴木元八君）

堀まちづくり参事。

まちづくり担当参事（堀 智考君）

安藤議員の質問にお答えします。

今回の調査の中には、住民向け、あるいは企業向けの意識調査というのも入っておりまして、おっしゃるとおりで、まずはそれぞれの住民の皆さん、あるいは事業者の皆さんが今回クリーンエネルギー導入するに当たってどのような意識を持ってみえるか、あるいは現状としてどのようなものが導入されているかという基礎的な調査も含んでおります。その辺を含めまして、先ほどおっしゃられた太陽光発電の分布、どれぐらいの発電量が予測できるかという調査も一体をとりながら、岐阜県の中でモデル的な地域として、この御嵩においては太陽光の面的な拡大に向けた仕組みづくりのビジョンをつくっていくと。それを企業、あるいは住民参加のもとで取り組んでいくというモデルをつくるということが、私ども御嵩町の中での役割になっておりますので、岐阜県全体の一つのモデル地域ということも一つですし、それから御嵩町自体の今後のクリーンエネルギー導入に向けての基礎データ、それから今後の取り組みの方策をこの調査を使って考えていくということになりますので、御理解の方をよろしくお願ひしたいと思います。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

それでは、当然ながら計画が出るということは、周到な計画書をつくられてやられたことだ

ろうと思いますけれども、そこでちょっとお聞きしますが、今のことについて、私が心配しますのは、後々から出てくる事業、これらのことに対する、当然ながら町の持ち出し、今は公益資本主義ということが言われております。今までのように公益だけではだめだから、公益資本主義という考え方を自治体の中にも取り入れなさいよということなんでしょうけれども、そういう意味からいきますと、どれぐらいの投資効率をねらって、どのぐらいの事業規模を、概算ですがお考えになっておられますでしょうか。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

昨日の一般質問の中でも低炭素という中で、クリーンエネルギーとしては太陽光と、基本的にはバイオエタノールということテーマに御嵩町としては取り組んでいきたいという佐谷議員の質問にお答えしたとおりであります。

この二つを柱にしていくということでもありますけれども、ほかの市町の事例を説明した際に、美濃加茂市でしたか、ファンドの研究をしているということですが、これは御嵩町も実は研究していますよと言いましたのは、太陽光というのは、今発電能力においても、単価的には非常に安くなってきていると。国の補助金もつく。また、能力も高くなったということで、もともとは設置した場合に電気代と比較すると、プラス・マイナスでいくとやっぱりマイナスだった。これが償却期間とあわせると何とかペイできるような状況に能力も上がってきたということです。ファンドというのは、基本的には出資をさせていただいて、特に企業ですと、これから低炭素ということで、今までISO等々を取り入れて徹底的に低炭素に取り組んでおみえになりますけど、それ以上に企業に低炭素を求められた場合に、そのクリーンエネルギーに変えていくという状況をつくっていかないと、国の言っている25%削減というのは実現できないであろう。とするならば、これは町民からもそうですが、少なくとも投資額に対して10年ほどでペイできるのであれば、ほぼ元というようなことになってきますので、そうした仕組みを考えることによって、ある意味、出資者を募って設置していくというような形に何とか整えていきたいという考え方をしております。

また、こうした環境モデル都市もそうですし、低炭素都市推進協議会の幹事を受けましたのも、まずは情報がいち早く入ってくるということと、そういう指定を受けていますと、逆に例えば公共の施設に御嵩町独自で太陽光発電等々をつけようとしたときの助成率がいいものが提示される可能性があるというふうに考えておりますので、逆に手を挙げたことがどうのこうのという話じゃなく、有利に展開できるような使い方を今後していくと。改めて申し上げますが、御嵩町の方針としては、太陽光及びバイオエタノールを基本的なクリーンエネルギー

の基本的施策として考えていくということでもありますので、御理解をお願いしたいと思います。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

今、そんなことを聞いておるわけじゃなくて、具体的にこういう計画である中ほどのぐらいの規模のことを計画されているかということをお聞きしておるから、端的に答えていただければ結構かと思えます。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

お答えができない状態であるということも事実です。実際に国でも答えられない。肝いりで緑の分権改革ということが出てきたのも、ほんの1ヵ月ぐらいです。メニューはいろいろありますけれども、国も逆に23年度どうするかというような計画は実は見えてきていないというような状況です。そういう意味で、とりあえず調査をした上で、御嵩町としては調査結果に基づいて、今後何ができるかということをお聞きしながら、また調査結果を受けながら具体的にしていくというのが今回の計画であります。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

2番 安藤博通君、最後です。

2番（安藤博通君）

そうすると、今最適な事業計画はなしということなんですね。

一番心配しますのは、先ほども申し上げましたように、事業をやれば必ず町の中から幾らかのお金が出ていく。そういう中で、事業規模によって、例えば10億なのか、5億なのか、3億なのか、そういうものの中から計画をしておかないと、潤沢な財政ではないだろうと。だから、そういうもののきちとした計画の中からやっぱりそういうものはやらなきゃいかんということじゃないでしょうか。そういうことを心配しておるわけなんですね。

議長（鈴木元八君）

そのほかございませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[挙手する者あり]

2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

先ほど申し上げましたように、やっぱりこの問題はもう少し先でいいんじゃないかなと、いろいろな計画が出た段階で、これは通す通さないということじゃなくて、もう少し詳しい中身を持ってきていただいて、その中から討議するべきじゃないかなということだろうと思います。

ですから、今の段階で何も資料がない、この前の話だと太陽光発電のメッシュ状に光の強さだとか、角度による強さだとか、山からの反射だとか、そんなことが出ていました。昨日の佐谷議員の質問資料にもありましたように、さんさん広場の上ですか、ここの資料の中に日照計だとか気温計だとか、そういうものに乗っけて、こういうものをはかるようになっている、そういう資料も出ております。これをつくっている各企業なんていうのは、当然ながらそのようなことは調査しておく。だから、若干そういう説明だけに終わっていますから、もう少し詳しい話をお聞かせ願って、今後も展開もあると思いますので、もうちょっと今の段階で審議するというのは、いささか時期尚早じゃないかなというふうに思います。

議長（鈴木元八君）

ほかに賛成の方の討論がありましたら。

[挙手する者あり]

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

安藤議員の指摘は、特に補正等で国の補助メニューをいただきながら事業化していく場合には、もう少し数値目標なり事業計画の具体性なりをやっぱり提示すべきだと。この指摘は当然当たり前だと思うんですが、この緑の分権改革事業関連調査、いわゆる国の施策方針、25%CO₂削減と、これを各地方でどういう努力ができるのかと。まずとりあえずそれぞれの方に調査してくれと。それから、新たなエネルギー開発の中で、来るべき時代に備えた事業というものが展開できるかどうか、その辺の施策も含めて調査してくれというのが基本指針としてあると思うんです。

ですから、今までのような化石燃料を中心とした経済行為の中で、しかし、それでは環境に負荷が大き過ぎるところから、新たなそれにかわるエネルギー政策、そしてそれにふさわしい製品開発というものが、当然世界的にも、日本の経済界にとっても求められてきておりますし、行政もやはり行政の立場として、それを推進できるような土壌を調査・研究しながら、地域の市場経済にいい意味での提言を行っていくという施策上の方針というものを打ち出して

いく必要がある。そういう観点から、若干漠然としておりますけれども、今とりあえず念頭にある太陽光発電であるとか、新たなエネルギー開発とかいうようなものに調査・研究をしてみたいという内容でございますので、一つの流れとしてはこれを認めていく必要があるのではないかと同時に、国の施策の一環として、地域で自主財源を使って云々ということじゃなくして、その地域の事情に合わせたものを国の費用で何とか開発を試みてくれないかというのが本旨だと思いますので、その辺のところではこれは認めざるを得ないんじゃないかというように思います。以上です。

議長（鈴木元八君）

ほかに討論がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第12号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第13号 平成21年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号 平成21年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第14号 平成21年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

1番 伊崎公介君。

1番（伊崎公介君）

一つちょっとお聞きしたいんですが、補正予算書の6ページの保険料のところ、01の特別徴収分が2,600万程度減額と、普通徴収分が2,300万程度増額しているんですが、大体のことはお聞きしましたけれども、このところどういう事業で普通徴収分がふえたのか、わかっているらば教えていただきたいと思います。

議長（鈴木元八君）

埜藤保険長寿課長。

保険長寿課長（埜藤 幸君）

伊崎議員の質問にお答えしたいと思います。後期高齢者の保険料につきましては、大方年金からの天引きの方が特別徴収であります。これも任意の申し出によりまして、普通徴収の口座振替の申し出がありますとできるようになっております。それで、その申し出があることと、あとは当初予算とのいろいろな精査によりますし、新たに75になられた方については、当初から年金天引きできませんので、納付書で納めていただくというような普通徴収で徴収しておりますので、その精査によりまして、このような差異が出てきましたので補正をさせていただきますということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号 平成21年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第15号 平成21年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号 平成21年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第4号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第16号 平成21年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号 平成21年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第17号 平成21年度御嵩町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

水道課長、ちょっとお聞きしますけれども、6ページ、7ページの21年度の水道事業の予定損益計算書というのがあるわけなんです、この中で今までと違って、下から3行目、当年度純損失とありますね。今まではこの辺は利益を出したよということで、ほっとみたけあたりも出ておるわけなんです、投資的収益のことは申しませんが、損益的収支で赤が出ておる。これは原因は何ですか。普通考えますと、ラスパとかあの辺ができて収益が上がってくるのが普通なんでしょうけれども、ここにこういう問題が出ておる。この原因をどう考えられますか。予算のことについては、また後で聞きますけれども。

議長（鈴木元八君）

松岡上下水道課長。

上下水道課長（松岡学一君）

それでは、御質問にお答えいたします。

議員御存じのように、予定損益計算書は水道事業関係の3条予算の結果を予測した通信簿と

いいですか、そういったものになるわけですが、当年度の純損失、普通ですと当然純利益というふうにプラスで上がってきておるのが普通でございます。今回、一応年度末まで予測した中でなったかというのがあるんですが、実は先ほど言われていましたように、水の売り上げ、要するに水道使用料でございますが、これが例えば21年度後半から非常に落ち込んでおります。その一番大きなのがやっぱりグリーンテクノみたけの工業団地群、例を挙げますと、前半までは月に1,000トンぐらい使っておったところが、後半だと100トンとか、そういったふうに落ち込んでおります。かなり水の落ち込みがございます。もちろん同じような時期にラスパが開店して、若干その部分をカバーはしてくれておりますが、なかなか完全には穴埋めできなかったというのがございます。

もう1点は、これはいつも決算のときにもお話するんでございますが、有収率、いわゆる県水を買ってどんだけ配ったか、その数字がございます。昨年、20年度のときにもお話ししましたように、有収率90%を切っておりました。ということは、1割近くを地球が飲んでおるということになるわけですが、この県水の支払い予測がなかなか今難しいところでございます。これ当然当初予算にも影響してくるんですが、県水の方の支払っていく予測の数字、あるいは売り上げの数字との予測が非常に微妙になってくるところでございます。

としますと、収入としましては、確実に入ってくる数字でいきます。支出については、若干余裕を持って組むと。その結果、今のところ予測でございますが、581万4,000円ほどの減益というふうに予測しておりますが、これも3月が終わって決算の数字の中で、何とか伸びておらんんじゃないかと思っておりますが、3月の県水の受水量にかかってまいります。以上でございます。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号 平成21年度御嵩町水道事業会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、15日に民生文教常任委員会、16日に総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催していただきますよう、よろしく申し上げます。

次の本会議は、3月19日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さんでした。

午後2時01分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員